

# 米国の経済安全保障に関する措置への の実務的対応

2023年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

ニューヨーク事務所

#### **【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 〈目次〉

第1章 輸出管理規制 .....	2
1. 米国輸出管理制度の概要および近時の動向 .....	2
(1) EARに基づく輸出等の許可取得の可否 .....	2
(2) EAR またはそれに基づく命令、許可等の違反に対する制裁 .....	8
2. ケーススタディ .....	9
3. 企業が取るべき対策と留意点 .....	22
【別紙】2020年に導入された Huawei 関係の FDPR および 2022年10月 EAR 改正で追加された FDPR (その後の改正を含む) .....	24
第2章 人権保護を理由とした輸入制限 .....	26
1. 法令の基本的枠組み .....	26
(1) 関税法 307 条 .....	26
(2) ウイグル強制労働防止法 .....	26
2. 関税法 307 条に関するケーススタディ .....	28
(1) 関税法 307 条に関する手続き .....	28
(2) 強制労働産品であるとして差し止められたり決定が出たりした場合の対応 ..	29
3. ウイグル強制労働防止法に関するケーススタディ .....	32
(1) 執行優先度の高いセクターおよびサプライチェーンのデューディリジェンス ..	32
(2) 新疆ウイグル自治区産品の輸入 .....	36
(3) 新疆ウイグル自治区産品以外の産品の輸入 .....	39
第3章 米国投資審査 .....	41
1. 米国投資審査制度の概要 .....	41
(1) 義務的事前申告が必要となる取引 .....	41
(2) CFIUS への申告または正式届出 .....	47
(3) 審査において考慮すべき事項 .....	51
2. 近時の動向 .....	52
(1) 投資審査の内容および手続きの明確化の動き .....	52
(2) 将来への示唆を含む近時の動向 .....	54
(3) 過去の審査状況 .....	56
3. ケーススタディ .....	57
第4章 米国人による外国企業への証券投資の禁止 .....	61
1. 経緯 .....	61
2. 制度の概要 .....	62
(1) 規制の適用を受ける米国人の範囲 .....	62
(2) 禁止される証券投資行為 .....	62
(3) 投資禁止対象となる中国系事業者 .....	63
(4) 投資禁止対象となる中国系事業者の確認方法 .....	64
(5) 規制の適用開始時期 .....	64

(6) 規制に違反した場合の制裁 .....	64
3. OFAC の公表する本規制に関するよくある質問 .....	65
第 5 章 外国企業の通信関連製品・サービスの排除 .....	67
1. 制度の全体像 .....	67
2. 各制度の概要 .....	67
(1) 通信機器の認証禁止 .....	67
(2) 通信・映像監視関連機器・サービスの政府調達からの排除 .....	72
(3) 補償制度 .....	75
(4) 半導体の政府調達禁止 .....	75
3. ケーススタディ .....	76
(1) 通信機器認証禁止 .....	76
(2) 政府調達禁止 .....	77

## はじめに

近時、米国において、輸出入や投資、政府や民間の取引に関する規制が強化されている。この背景には、特に中国との関係において、技術覇権を巡る競争、米国の政府・企業・個人の機微情報や重要インフラに関する安全保障、人権の尊重に代表されるような自由主義・民主主義に基づく国際秩序の確保といった問題意識があり、これらはいわゆる「経済安全保障」に関する措置として位置づけることができる<sup>1</sup>。

これらの規制は多様かつ複雑であり、また進展が早いため、その内容を正確に理解し、的確に対応することは実務上容易ではない。そこで本レポートにおいては、特に輸出管理、人権保護を理由とした輸入制限、対米投資審査、外国企業への証券投資の禁止および外国企業の通信関連製品・サービスの排除について解説する。具体的には、これらの措置の内容について概観するとともに、ケーススタディも活用しながら、これらの措置に対応するための実務的なポイントについて説明する。

本レポートの作成にあたっては、西村あさひ法律事務所および同法律事務所ニューヨーク事務所の協力を得た。本レポートが、米国に関係するビジネスを行う上での一助となれば幸いである。

2023年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

---

<sup>1</sup> 米国の経済安全保障に関する措置の背景や内容については、西村あさひ法律事務所 国際通商・投資プラクティスグループ(編)『人権・環境・経済安全保障—国際通商規制の新潮流と企業戦略』(商事法務、2023年)第5章も参照。

## 第 1 章 輸出管理規制

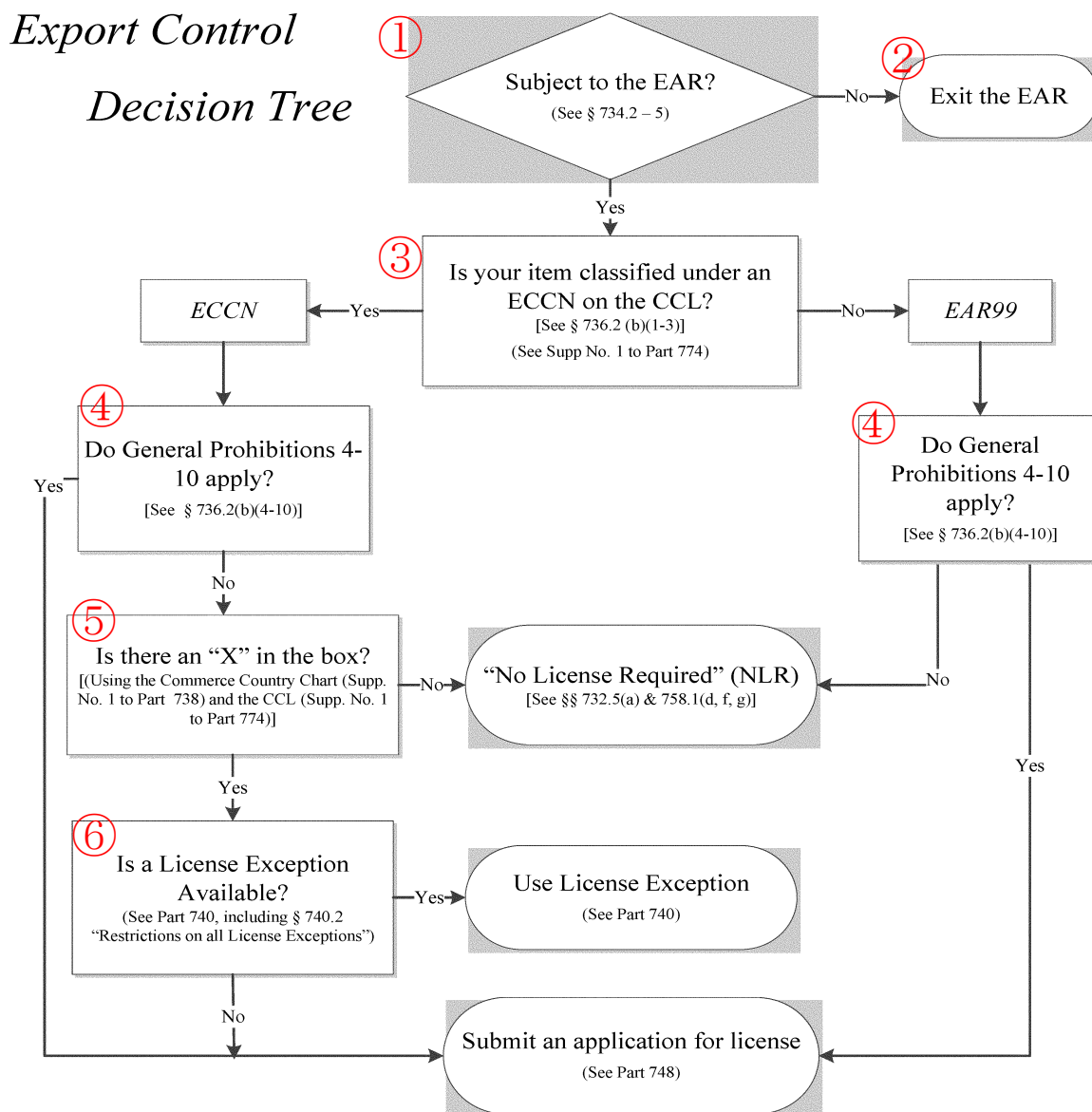
### 1. 米国輸出管理制度の概要および近時の動向

本章では、米国の輸出管理制度について解説する。安全保障に関わる米国の輸出管理は、複数の省・政府機関により、それぞれ異なる品目に対して、異なる観点から、異なる法令に基づいて行われている。そこで本章では、デュアルユース品目（軍事用途への転用が可能な民生用途品目）の輸出管理を中心的な内容としている、商務省管轄の輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」という）について説明する。

#### (1) EAR に基づく輸出等の許可取得の要否

EAR に基づく輸出等の許可取得の要否は、おおむね、下記の図表 1 のフローチャートに沿って判断する。フローチャートに続いて、各項目および各項目に関連する近時の動向を説明する。

図表 1 EAR に基づく輸出等の許可取得の要否の検討フローチャート



出典：EAR Supplement No. 1 to Part 732

注：赤字箇所は、筆者が記載したものである。

① まず、検討対象の産品、技術またはソフトウェア（総称して、以下「品目」という）が、EAR の適用対象となる品目（以下「EAR 適用対象品目」という）であるかを確認する。EAR 適用対象品目であるか否かの判断の詳細については、下記 2. の事例 1-1 および事例 1-2 参照。

② EAR の適用対象とならない品目についても、一定の場合には、当該品目に関する行為が EAR の規制対象となる。具体的には、2022 年 10 月の EAR 改正によって、「U.S.

person<sup>2</sup>」が EAR の適用対象でない品目について行う一定の行為が、EAR の規制対象となった。すなわち、「U.S. person」が (a) 中国もしくはマカオへの、もしくはこれらの地域における、出荷、発出もしくは国内移転、もしくはこれらを促進する行為を行い、または中国もしくはマカオで使用される品目に関するサービスの提供を行う場合であって、(b) 集積回路 (IC) の開発または製造に関連する、一定の品目仕様の要件および用途の認識の要件を満たす場合には、当該行為について輸出等の許可を取得する必要がある<sup>3</sup>。

- ③ 上記①で取引の対象品目が EAR 適用対象品目である場合には、商務省規制品目リスト (Commerce Control List、以下「CCL」という)<sup>4</sup>において、輸出管理分類番号 (Export Control Classification Number、以下「ECCN」という) が割り振られている品目に該当するかを確認する。CCL は度々改正されており、例えば、2022 年 10 月に、所定の先端半導体製造装置およびその部分品について、ECCN が新たに追加されている。
- ④ 一般禁止事項 (General Prohibitions) の 4 から 10<sup>5</sup>に該当するかを確認する。該当する場合、輸出等の許可を取得することが必要となる (したがって、下記表の「禁止されている」という記載は、「許可を得ない限り、行うことができない」という趣旨である)。
- ・ 一般禁止事項 4 から 10 の概要は下記のとおりである。

---

<sup>2</sup> 「U.S. person」とは、以下の者をいう (EAR § 772.1)。

- ・ 米国民 (米国籍者)、米国永住権を有する外国籍者または 8 U.S.C. 1324b(a)(3)で定義されている保護対象者 (一定の要件を満たす保護された難民等)
- ・ 米国の法律に基づきまたは米国の法域において設立された法人 (海外支店を含む)
- ・ 米国内の全ての企業・団体・人

<sup>3</sup> EAR § 744.6(c)(2).

<sup>4</sup> EAR Supplement No. 1 to 774.

<sup>5</sup> EAR § 736.2(b)(4)から(10).



一般禁止事項	内容
一般禁止事項 4	否認命令（denial order）によって禁止される行為（具体的には、Denied Persons List に掲載された主体 <sup>6</sup> への EAR 適用対象品目の輸出等）を行うことが禁止されている。
一般禁止事項 5	エンドユース・エンドユーザー規制で禁止されるエンドユース・エンドユーザーに向けて、それを「知りながら（※）」、EAR 適用対象品目を輸出、再輸出または国内移転することが禁止されている。
一般禁止事項 6	米国が禁輸または別途規制の対象としている国 <sup>7</sup> への EAR 適用対象品目の輸出または再輸出、および当該国における EAR 適用対象品目の国内移転が禁止されている。
一般禁止事項 7	米国民等（U.S. person）による EAR 適用対象でない品目の出荷等であって、核兵器、ミサイル、化学・生物兵器等の設計、開発、製造等の支援または特定の軍事諜報エンドユースもしくはエンドユーザーの支援等に該当するものが禁止されている。
一般禁止事項 8	特定の国 <sup>8</sup> を経由または通過する輸出または再輸出は、当該経由国もしくは通過国への直接の輸出もしくは再輸出、または当該経由国もしくは通過国を通過して行われる輸出もしくは再輸出に対して許可または許可例外が適用されない限り、禁止されている。
一般禁止事項 9	EAR に基づく輸出等の許可もしくは許可例外の条件もしくは制約、または EAR に基づく命令に違反することが禁止されている。
一般禁止事項 10	EAR またはそれに基づく命令、許可、許可例外等の違反が生じたことまたはこれから生じることを「知りながら（※）」行う売買、移転、輸出、再輸出等が禁止されている。

※ EAR においては、ある状況が存在していることまたはその状況が発生することが相当程度確かであることについて積極的に知っている場合のみならず、その状況が存在することまたは将来発生することの高い蓋然性を認識している場合にも、その状況について「知っている」と見なされる。そして、認識している事実を意図的に無視していることの証拠や、意図的に事実の認識を回避する行為からも、あ

<sup>6</sup> Denied Persons List は以下のサイトで公表されている <<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/lists-of-parties-of-concern/denied-persons-list>>。

<sup>7</sup> キューバ、イラク、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ、ウクライナの一部地域、イランおよびシリア（EAR § 746）。

<sup>8</sup> アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、キューバ、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、ラオス、モンゴル、北朝鮮、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタンおよびベトナム。

る状況の存在または将来の発生の蓋然性に関する認識が推認される<sup>9</sup>。このため、感覚としては「知り得る」に近いと評価できる。以下「知る」という動詞の記載がある箇所につき同様である。

- 一般禁止事項 5 の定めるエンドユース・エンドユーザー規制には多数の規制が含まれる<sup>10</sup>。このうち、エンティティ・リスト (Entity List)<sup>11</sup>に掲載された事業体に向けた EAR 適用対象品目の輸出、再輸出または国内移転に関する規制の詳細については、下記 2. の事例 3 参照。
- 2022 年 10 月の EAR 改正によって、新たに、スーパーコンピューターおよび半導体に関する用途について、エンドユース規制が追加された<sup>12</sup>。以下の品目要件に該当する品目について、当該品目の用途が以下のエンドユース要件に該当することを「知っている (※)」場合、当該品目の輸出、再輸出または国内移転には、米商務省産業安全保障局 (以下「BIS」という) の許可を得ることが必要となる。

---

<sup>9</sup> EAR § 772.1 (「know/knowledge」の定義)。

<sup>10</sup> 例えば、米国の安全保障・外交政策上の利益に反する事業体としてエンティティ・リスト (Entity List) に掲載された事業体に向けた輸出、再輸出および国内移転につき、BIS の許可を得ることが必要となる (EAR § 744.16)。

また、近時、軍事関連のエンドユース・エンドユーザーに関する規制が強化されている。そのような規制として、例えば、一定の EAR 適用対象品目について、当該品目の輸出、再輸出または国内移転の時点で、ミャンマー、カンボジア、中国、ベネズエラ、ベラルーシまたはロシアの軍事エンドユース向けであることまたはこれらの国の軍事エンドユーザー (所在地を問わない) のためであることを「知っている (※)」場合等に、BIS の輸出許可が必要となる (EAR § 744.21)。軍事諜報エンドユース・軍事諜報エンドユーザーに関しても、BIS の輸出許可が必要な場合が定められている (EAR § 744.22)。

<sup>11</sup> EAR Supplement No. 4 to Part 744.

<sup>12</sup> EAR § 744.23.

	品目要件	エンドユース要件
1	EAR 適用対象品目である、ECCN 3A001、3A991、4A994、5A002、5A004 または 5A992 に分類される集積回路	中国もしくはマカオに所在する、または中国もしくはマカオを仕向地とするスーパーコンピューターの、開発、製造、使用、運用、設置（現地での設置を含む）、保守（点検）、修理、オーバーホールまたは改修
2	EAR 適用対象品目である、ECCN 4A003、4A004、4A994、5A002、5A004 または 5A992 に分類されるコンピューター、電子アセンブリまたはコンポーネント	または 中国もしくはマカオに所在する、または中国もしくはマカオを仕向地とするスーパーコンピューターに用いられることとなるコンポーネントまたは装置への組み込み、またはその開発もしくは製造
3	EAR 適用対象品目	一定の要件を満たす集積回路を製造する、中国またはマカオに所在する半導体ファブ施設における、集積回路の開発または製造
4	EAR 適用対象品目であって、CCL において、カテゴリ 3（エレクトロニクス）のグループ B、C、D または E（試験装置、検査装置および製造装置、材料、ソフトウェアならびに技術）に分類されるもの	中国またはマカオに所在する半導体ファブ施設における集積回路の開発または製造（ただし、当該半導体ファブ施設が上記一定の要件を満たす集積回路を製造しているかを「知らない（※）」）
5	EAR 適用対象品目	ECCN 3B001、3B002、3B090、3B611、3B991 または 3B992 に分類される部品、コンポーネントまたは装置の中国またはマカオにおける開発または製造

- ⑤ ECCN が割り振られている品目に関する取引が一般禁止事項 4 から 10 に該当しない場合は、Commerce Country Chart<sup>13</sup>を確認し<sup>14</sup>、CCL に記載されている対象品目の規制理由と、当該取引の仕向地とが交差する欄に X が記載されていれば、許可例外に該当しない限り、輸出等の許可取得が必要となる。X が記載されていない場合は、輸出等の許可の取得は不要である。

<sup>13</sup> EAR Supplement No. 1 to Part 738.

<sup>14</sup> 具体的には、CCL において、Reasons for Control という欄に記載されている 2 文字のアルファベットと、Column 1、Column 2 等との組み合わせを確認する（NS Column 1 等）。Commerce Country Chart において、該当するアルファベット（および数字）に対応する縦軸（NS 1 等）と、仕向地が記載された横軸とが交差するセルに X の記載があるかを確認する。

- ⑥ 上記⑤において該当する欄に X が記載されている場合、許可例外の適用の有無を確認する。許可例外には、CCL に記載されている List Based Exceptions と、個々の取引の実態に基づき適用可能な Transaction Based Exceptions とがある。許可例外の適用があれば輸出等の許可の取得は不要であるが、許可例外の適用がなければ、輸出等の許可の取得が必要である。

## (2) EAR またはそれに基づく命令、許可等の違反に対する制裁

EAR またはそれに基づく命令、許可等への違反に対する制裁は下記のとおりである。

### ア 刑事罰

故意に、EAR またはそれに基づく命令、許可等に違反し、または違反を企て、共謀し、もしくは幫助した場合、100 万ドル以下の罰金もしくは 20 年以下の拘禁刑またはその両方が科せられ<sup>15</sup>、さらに、これらの違法行為のために使用したまたは使用しようとした資産、違反行為により得た収入または当該収入に帰属する資産、および EAR に違反して輸出されたまたは輸出しようとした貨物または技術が没収される<sup>16</sup>。

### イ 民事制裁金その他の制裁

EAR またはそれに基づく命令、許可等に違反した場合、違反ごとに、35 万 3,534 ドル<sup>17</sup>または違反の基礎となった取引の金額の 2 倍のいずれか大きい額を上限とする民事制裁金の支払いが課され得る<sup>18</sup>。

さらに、違反者に対しては、既に出されている輸出等の許可の取消し<sup>19</sup>に加えて、EAR の対象品目の輸出、再輸出および国外移転の禁止<sup>20</sup>も課される可能性がある。

---

<sup>15</sup> 50 U.S.C. 4819(a)(2)(B)および(b).

<sup>16</sup> 50 U.S.C. 4819(d).

<sup>17</sup> 民事制裁金の金額はインフレ調整の対象となっているため、最新の情報を確認する必要がある。上記金額は 2023 年 1 月 15 日から施行されているものである。

<sup>18</sup> 50 U.S.C. 4819(c)(1)(A)および 88 FR 3.

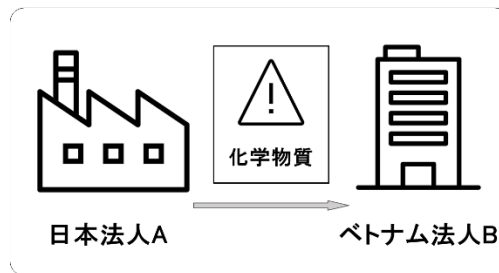
<sup>19</sup> 50 U.S.C. 4819(c)(1)(B).

<sup>20</sup> 50 U.S.C. 4819(c)(1)(C).

## 2. ケーススタディ

### 事例 1-1

日本法人 A が、日本国内の自社プラントで日本原産の原料、技術およびソフトウェアを用いて製造した製品を、ベトナム所在のベトナム法人 B に向けて輸出している。当該製品は化学物質であり、CCL において ECCN が割り振られ、国家安全保障 (NS) を理由に規制されている。この場合、上記日本法人 A からベトナム法人 B への輸出に際し、EAR 上、許可取得を必要とする可能性はあるか。



### 解説 1-1

対象製品が EAR の適用対象でなければ、日本法人 A からベトナム法人 B への輸出に EAR 上の許可が必要となる可能性はない。よって、この事案では、まず、上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの①を検討することになる。

EAR は、下記のいずれかに該当する品目 (EAR 適用対象品目) に適用される<sup>21</sup>。そのため、米国以外で製造され、米国原産の産品、ソフトウェアまたは技術が全く関わらない製品を、日本から他国へ輸出することは、米国輸出規制の管理対象にはならない。

- ① 米国内に所在する全ての品目 (上記のとおり、「品目」とは、産品、技術およびソフトウェアを総称する呼称である) <sup>22</sup>
- ② 米国原産の全ての品目
- ③ (i) 米国原産の輸出規制産品が所定の価値割合を超えて組み込まれた、米国外で製造された産品、(ii) 米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアが、所定の価値割合を超えて組み合わせられた (bundled)、米国外で製造された産品、(iii) 米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアを、所定の価値割合を超えて混合した、米国外で製造されたソフトウェアおよび (iv) 米国原産の輸出規制対象となっている技術を、所定の価値割合を超えて混合した、米国外で製造・開発された技術

<sup>21</sup> EAR §734.3(a).

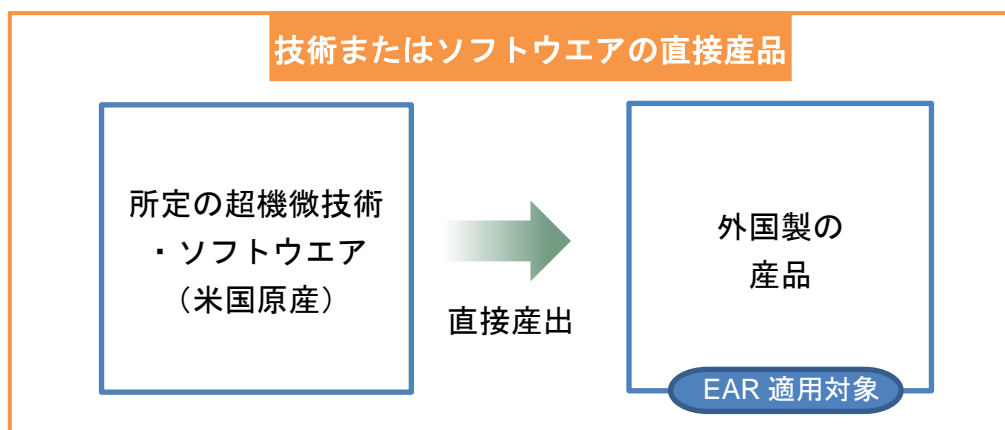
<sup>22</sup> 外国間の移動の経由地として米国に所在している品目を含む。

- ④ 外国直接産品ルール（Foreign Direct Product Rule、以下「FDPR」という）の要件（当該品目の製造に、米国原産の、または上記①から③に従って EAR の適用を受ける、一定の技術またはソフトウェアが一定の態様に関わる。詳細は下記）を満たす品目

上記③の詳細については、下記事例 1-2 を参照されたい。

上記④の FDPR にはいくつかの類型があるが、ここでは国家安全保障 FDPR について概説する<sup>23</sup>。国家安全保障 FDPR の概要は下記図表 2 のとおりである<sup>24</sup>。なお、「直接産品」とは、技術またはソフトウェアを直接用いて製造された第一次製品（immediate product）（プロセスおよびサービスを含む）を意味する<sup>25</sup>。

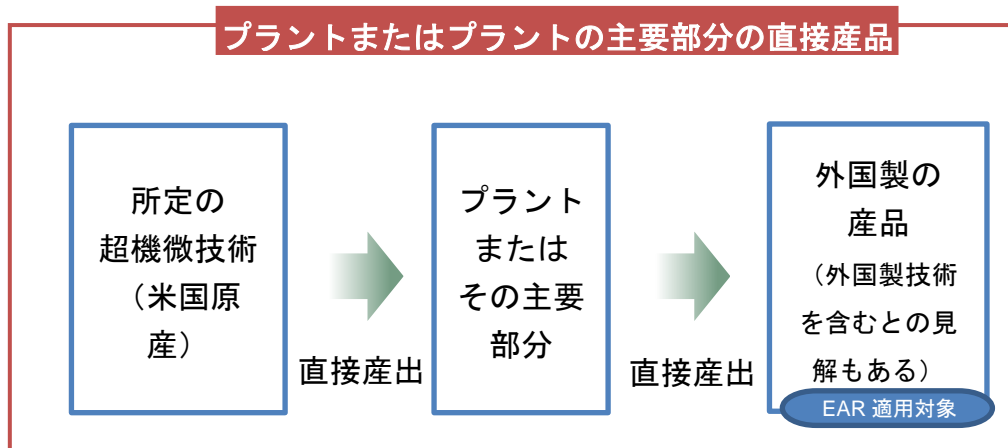
図表 2 国家安全保障 FDPR の概要



<sup>23</sup> FDPR には、国家安全保障 FDPR のほか、9x515 FDPR、600 シリーズ FDPR、Entity List FDPR、ロシア・ベラルーシ FDPR、ロシア・ベラルーシ軍事エンドユーザーFDPR、アドバンスト・コンピューティング FDPR およびスーパーコンピューターFDPR がある。このうち、近年導入されたものである Entity List FDPR、アドバンスト・コンピューティング FDPR およびスーパーコンピューターFDPR については、下記「参考（追加情報）」を参照されたい。

<sup>24</sup> EAR §734.9 (b).

<sup>25</sup> EAR §772.1.



国家安全保障 FDPR の要件の詳細は下記図表 3 のとおりであり、外国製の産品が「対象製品の範囲」欄に記載の要件を全て満たし、かつ、輸出等の仕向地が「対象仕向地の範囲」に記載の国である場合に、当該産品は国家安全保障 FDPR に従い EAR の適用を受ける。

図表 3 国家安全保障 FDPR の要件

類型	対象仕向地の範囲	対象製品の範囲
技術またはソフトウェアの直接産品	カントリーグループ D:1、E:1 または E:2	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該外国製の産品が、米国原産の技術またはソフトウェアの直接産品であること。</li> <li>当該外国製産品を直接産出した米国原産の技術またはソフトウェアが、国家安全保障 (NS) を理由として規制されており、輸出の際に、輸出許可申請の添付書類として、受取人の誓約書が求められるもの<sup>26</sup>であること。</li> <li>当該外国製の産品が、CCL において ECCN を割り振られ、国家安全保障 (NS) を理由として規制されていること。</li> </ul>
プラントまたはプラントの主要部分の直接産品		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該プラントまたはその主要部分が、米国原産の技術の直接産品であること。</li> <li>当該プラントまたはその主要部分を直接産出した米国原産の技術が、輸出の際に、輸出許可申請の添付書類として、受取人の誓約書が求められるものであること。</li> <li>当該外国製の産品が、CCL において ECCN を割り振られ、国家安全保障 (NS) 理由として規制されていること。</li> </ul>

事例 1-1 では、日本企業が日本国内の自社プラントで日本原産の原料、技術およびソフト

<sup>26</sup> EAR Paragraph (o)(3)(i) of Supplement No.2 to Part 748.

ウェアを用いて製造した製品の輸出が問題となっているため、上記①から③は問題とならず、④のうち、プラントまたはプラントの主要部分の直接産品に係る FDPR の要件該当性を検討する必要がある。

この点、プラントまたはプラントの主要部分を製造する際にどのような技術が使用されているかを確認するのは難しいことが多く（プラントの建造者および製造設備等のメーカーに問い合わせなければならない）、また、確認可能であっても時間を要することが多い。このため、比較的容易に確認することができる、直接産品そのものに係る要件および仕向地に係る要件から検討を行う方が効率的である。そのため、事例 1-1 もこれらの要件から検討する。

まず、日本法人 A が自社プラントで製造する製品は、当該プラントおよびプラントの主要部分に該当する製造設備等の直接産品に該当する可能性が高い。また、当該製品は、CCL 上、ECCN を割り振られた化学物質であり、国家安全保障（NS）を理由として規制されている。

さらに、日本法人 A が対象製品を輸出する仕向地であるベトナムは、EAR 上、カントリグループ D:1 に分類されている。

そのため、日本法人 A は、自社プラントまたはその主要部分（例えば製造設備等）を直接産出した技術が、輸出の際に輸出許可申請の添付書類として、受取人の誓約書が求められるものに該当するか否かを確認する必要がある。したがって、日本法人 A は、自社プラントの建造者および製造設備等のメーカーに対し、それらの製造に使用された米国原産技術の有無および詳細を確認するとともに、当該プラントや設備等が当該米国原産の技術の直接産品に該当するか否かを確認する必要がある<sup>27</sup>。

そして、この確認の結果、本件対象製品が EAR 適用対象品目であると判明した場合には、上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの②以降も検討する必要がある。

### 事例 1-2

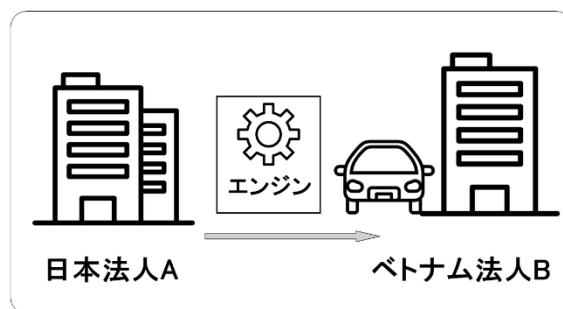
日本法人 A は、エンジンを製造し、ベトナム所在のベトナム法人 B に輸出しており（輸出価格は 50 万円）、当該エンジンには米国原産の部品を 1 つだけ組み込んでいる。当該エンジンの製造は日本国内の、日本法人 A の独自技術により建造した自社プラントで製造しており、プラント内の製造設備・検査設備等も、いずれも日本法人 A が自社技術により製造したものである。また、上記の 1 つの部品を除き、エンジンには米国原産の産品、技術また

<sup>27</sup> 例えば、製造設備がドイツ原産で、ドイツのメーカーがドイツ原産の技術のみから製造したものである場合には、当該設備が「技術の直接産品か否か」といった詳細の検討に進む必要はない。



はソフトウェアは用いられていないとのことである。

この場合、上記日本法人 A からベトナム法人 B への輸出に際し、EAR 上、許可取得を必要とする可能性はあるか。日本法人 A がエンジンに組み込んでいる米国原産部品が、(1) ベアリング（購入価格 5 万円）の場合と、(2) モーター（購入価格 15 万円）の場合とで、どのように検討内容が変わるか。



### 解説 1-2

対象製品が EAR の適用対象でなければ、日本法人 A からベトナム法人 B への輸出について EAR 上の許可が必要となる可能性はない。よって、この事案でも、上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの①を検討することが有意である<sup>28</sup>。

EAR 適用対象品目には以下の品目（上記解説 1-1 中の③）が含まれる<sup>29</sup>。

- (i) 米国原産の輸出規制産品が所定の価値割合を超えて組み込まれた、米国外で製造された産品
- (ii) 米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアが、所定の価値割合を超えて組み合わせられた (bundled)、米国外で製造された産品
- (iii) 米国原産の輸出規制対象となっているソフトウェアを、所定の価値割合を超えて混合した、米国外で製造されたソフトウェア
- (iv) 米国原産の輸出規制対象となっている技術を、所定の価値割合を超えて混合した、米国外で製造された技術

上記 (i) から (iv) において言及されている価値割合とは、米国外で製造された品目に組み込まれている、または混合されている米国原産かつ輸出規制対象の産品、技術またはソフ

<sup>28</sup> この事案では、対象エンジンが CCL 上、ECCN を割り振られている産品でないこと（上記 1.(1)図表 1 の③）、および日本法人 A からベトナム法人 B への輸出に、一般禁止事項に該当する要素が存在しないこと（上記 1.(1)図表 1 の④）を確定することにより、当該輸出について EAR 上の許可取得が必要でないと判断することも考えられる。

<sup>29</sup> EAR §734.4.

トウェアの価格<sup>30</sup>が、当該組込み・混合により製造された製品、技術またはソフトウェアの価格<sup>31</sup>に対して占める割合を指す。

$$\text{価値割合} = \frac{\text{米国原産かつ輸出規制対象の品目の価値}}{\text{上記米国原産品目を組み込み、または混合した外国製品目の価値}}$$

米国原産かつ輸出規制対象の品目（以下「米国輸出規制品目」という）とは、それを組み込み、または混合した外国製品目の仕向地に対し、米国から当該米国原産品目をそのまま輸出するならば、EAR 上、輸出許可が必要になるという品目を指す。その際の輸出許可の要否は、当該米国原産品目を組み込み、または混合した外国製品目の仕向地に対する輸出について検討する。よって、同じ外国製品目であっても、仕向地によって、EAR の適用対象になる場合と、対象にならない場合が生じる。

所定の価値割合を超えて、という要件は、閾値（以下「デミニミス値」という）が定められており、上記の価値割合がこのデミニミス値を超える、米国外で製造された品目に EAR が適用されるという趣旨である。

デミニミス値も、当該外国製品目の仕向地によって異なり、以下のとおり定められている<sup>32</sup>。

デミニミス値	仕向地
10%	イラン、北朝鮮、シリアおよびキューバ (カントリーグループ：E:1 または E:2 の国)
25%	イラン、北朝鮮、シリアおよびキューバ以外の国・地域 (カントリーグループ：E:1 または E:2 以外の国・地域)

以上の、価値割合の計算方法やデミニミス値に関するルールは、デミニミス・ルールと総称される<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> 外国製品目が製造される市場における公正な市場価格（fair market price）（多くの場合には外国製造業者が実際に負担する、米国原産の製品、技術またはソフトウェアの調達費用と同額になるとされている）で計算することが求められている（EAR Supplement No. 2 to Part 734, para. (a)(2)）。

<sup>31</sup> 外国製品目が販売される国における公正な市場価格（fair market price）（多くの場合には当該外国製品目の購入者が負担する実際の費用と同額になるとされている）で計算することが求められている（EAR Supplement No. 2 to Part 734）。

<sup>32</sup> EAR §734.4 (c)(d)。

<sup>33</sup> 一部の品目にはデミニミス・ルールが適用されないところ、デミニミス・ルールが適用されない場合（すなわち、デミニミス値がゼロの場合）は、外国製品目に組み込まれている、または混合されている米国原産の輸出規制品目の比率にかかわらず（つまり、わずかでも米国原産の輸出規制品目

具体的には、(a) 外国製製品の総価値に対して、組み込まれた米国原産かつ輸出規制対象の製品の価値割合がデミニミス値を超えない場合（上記 (i) に対応）、(b) 外国製製品の総価値に対して、組み合わせられた米国原産かつ輸出規制対象のソフトウェアの価値割合がデミニミス値を超えない場合（上記 (ii) に対応）、(c) 外国製ソフトウェアの総価値に対して、組み込まれた米国原産かつ輸出規制対象のソフトウェアの価値割合がデミニミス値を超えない場合（上記 (iii) に対応）または (d) 外国製技術の総価値に対して、混合した米国原産かつ輸出規制対象の技術の価値割合がデミニミス値を超えない場合（上記 (iv) に対応）に、EAR 適用対象外と整理される<sup>34</sup>。なお、上記解説 1-1 のとおり、米国内に所在する全ての品目は EAR 適用対象品目に該当するため、デミニミス・ルールは、米国外からの再輸出の場面でのみ問題となる。

事例 1-2 は、日本法人が日本国内の日本原産技術のみを用いて製造されたプラントおよび設備等で、米国原産の技術またはソフトウェアを使用せずに製造したエンジンの輸出が問題となるため、上記解説 1-1 記載の①②および④は問題とならず、③の該当性を検討する必要がある。

したがって、日本法人 A は、対象エンジンに組み込んでいる米国原産部品が米国輸出規制品目であるかを確認し、そうである場合には、エンジンの価格に対する割合を算出する必要がある。

この点、日本法人 A にとって、自社が製造したものではない米国原産部品が、米国からベトナムへの輸出に際し、EAR 上、許可を要するものか否か判断することには困難が伴うことも予想される。このため、まずは、米国輸出規制品目であるか否かを問わず、米国原産部品の価格がエンジンの価格に対して占める割合を算出し、当該価値割合がデミニミス値を超える場合のみ、当該部品が米国輸出規制品目であるか否かを確認するというのが、現実的かつ効率的な検討方法である。

(1) エンジンに組み込まれている米国原産の部品が、購入価格 5 万円のベアリングである場合、エンジンの販売価格が 50 万円であるため、ベアリングがエンジンに対して占める価値割合は 10%となる。

そして、日本法人 A によるエンジンの輸出の仕向地はベトナムであるから、デミニミス値は 25%であり、上記価値割合はデミニミス値を下回る。よって、対象エンジンは EAR の適用対象とならないと判断でき、日本法人 A は、ベアリングが、米国からベトナムへの輸出に際し EAR 上、許可を要する産品であるか否かを確認する必要はない。

---

が組み込まれ、または混合されていれば）、当該外国製品目の再輸出は EAR の規制対象となる (EAR § 734.4(a))。

<sup>34</sup> EAR §734.3 (a)(3), 734.4 (a), (c), (d).

(2) エンジンに組み込まれている米国原産の部品が、購入価格 15 万円のモーターである場合、エンジンの販売価格が 50 万円であるため、モーターがエンジンに対して占める価値割合は 30%となる。

上記のとおり、ベトナムが仕向地である場合、デミニミス値は 25%であり、上記価値割合はデミニミス値を上回る。よって、対象エンジンが EAR の適用対象となるか否かを判断するために、日本法人 A は、モーターが、米国からベトナムへの輸出に際し EAR 上、許可を要する産品であるか否かを確認する必要がある。

---

---

#### 参考（追加情報）

BIS は、2020 年 5 月、Huawei（ファーウェイ）グループ企業に限定して適用される FDPR を新設し、その後 2022 年 10 月、中国向けの半導体関連品目の輸出規制を幅広く強化するため、当該 FDPR の適用対象に 28 の中国の企業・団体を追加した上で、Entity List FDPR として類型化した。また、アドバンスド・コンピューティング FDPR およびスーパーコンピューター FDPR を新設した。同年 12 月には、21 の中国の企業・団体を Entity List FDPR の適用対象に追加した。

上記 EAR 改正により、① (a) 特定の技術もしくはソフトウェアの直接産品または (b) 特定の技術もしくはソフトウェアの直接産品である米国外に所在するプラントもしくはプラントの主要部分で製造された産品が、②外国製産品の仕様に関する要件を満たしており、③輸出者が、当該外国製産品の仕向地・用途についての認識に係る要件を満たす場合には、当該外国製産品は EAR 適用対象品目に該当することになった。

以上の規制の詳細については、別紙を参照されたい。

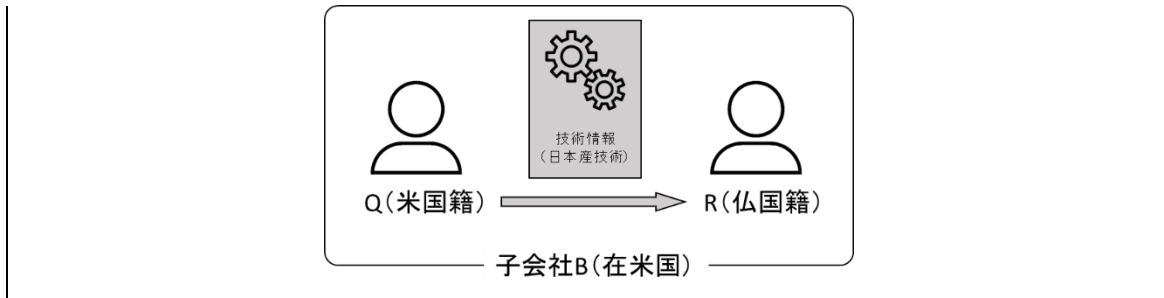
---

---

#### 事例 2-1

製造業を営む日本法人 A は、米国法人である子会社 B を有している。

日本法人 A の研究開発部長 P（日本国籍）は、日本で開発された技術に関する情報を、子会社 B の技術部長 Q（米国籍。米国に在住）に提供した。技術部長 Q が、当該情報を、米国内で、同じ子会社 B に所属する部下 R（フランス国籍。米国の永住権者ではない）に提供することは、EAR 上、許可取得を必要とする可能性があるか。



### 解説 2-1

EAR は、原則として、EAR 適用対象品目（なお、上記のとおり、「品目」とは、産品、技術およびソフトウェアを総称する呼称である）の輸出、再輸出、および国内移転に適用される。このうち、「輸出」について、品目自体が米国の外に移送されるわけではないが、技術またはソースコードを米国内で外国人に提供（release）し、またはその他のかたちで移転（transfer）することは、輸出と見なされる（みなし輸出）<sup>35</sup>。みなし輸出の仕向地は、技術またはソースコードの提供を受けた外国人が直近で市民権または永住権を有する国であると見なされる<sup>36</sup>。

事例 2-1 に則して検討すると、問題となった技術情報は、日本で開発された技術であるが、EAR 適用対象品目には米国内に所在する全ての品目が含まれる<sup>37</sup>ため、同技術は米国に所在する技術部長 Q に提供されることによって、EAR 適用対象品目となる。そして、米国内で、米国籍である技術部長 Q が、米国籍以外の国籍を有し、米国の永住権者でない R に当該技術情報を提供することは、技術を米国内で外国人に提供することにあたり、みなし輸出に該当する。この場合の仕向地は、R が国籍を有するフランスであるとは見なされる。

よって、当該技術提供は、EAR 適用対象となるため、上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの③以降のステップを確認し、当該技術提供が EAR 上許可取得を要するか、確認する必要がある。

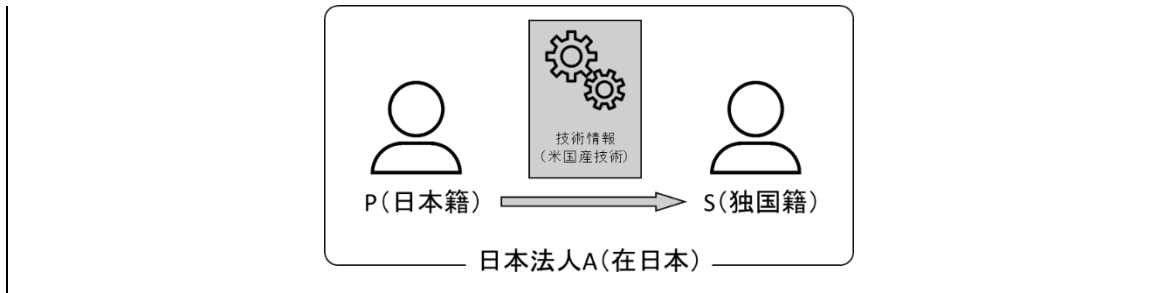
### 事例 2-2

日本法人 A の研究開発部長 P（日本国籍）は、取引先である米国法人 C から米国原産技術についての技術情報を受領した。研究開発部長 P が、日本国内において、同じ日本法人 A に所属する部下 S（ドイツ国籍）に当該技術情報を提供することは、EAR 上、許可取得を必要とする可能性があるか。

<sup>35</sup> EAR §734.13(a)(2).

<sup>36</sup> EAR §734.13(b).

<sup>37</sup> 上記解説 1-1 参照。



## 解説 2-2

EAR は、原則として、EAR 適用対象品目（なお、上記のとおり、「品目」とは、産品、技術およびソフトウェアを総称する呼称である）の輸出、再輸出および国内移転に適用される。このうち、「再輸出」について、品目自体が米国以外の国からさらに別の外国へ移送されるわけではないが、EAR 適用対象となる技術またはソースコードを、米国以外の国で、当該国とは別の国の外国人に提供し、またはその他のかたちで移転することは、再輸出と見なされる（みなし再輸出）<sup>38</sup>。みなし再輸出の仕向地も、技術またはソースコードの提供を受けた外国人が直近で市民権または永住権を有する国であると見なされる<sup>39</sup>。ただし、米国外の事業者が行う、以下に概要を示す一定の行為は、みなし再輸出にあたらないとされている<sup>40</sup>。

### (a) 許可例外または許可不要の状況に相当する提供

以下 (i) および (ii) をいずれも満たす場合：(i) 当該事業者が、対象技術またはソースコードを EAR 上適法に受領する権限を有していること、かつ (ii) 提供の相手方である外国人が直近で市民権または永住権を有する国に対し対象技術またはソースコードを米国から輸出することが、EAR 上、許可例外に該当すること、または許可不要であることを、当該事業者が知っていること。

### (b) 適法に受領した事業者から、カントリーグループ A:5 の国<sup>41</sup>の従業員への提

<sup>38</sup> EAR §734.14(a)(2).

<sup>39</sup> EAR §734.14(b).

<sup>40</sup> EAR §734.20. ジェトロ・ニューヨーク事務所・海外調査部「続・厳格化する米国の輸出管理法令留意点と対策」p. 26（2021年8月）  
<[https://www.ietro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf)>も参照。

<sup>41</sup> EAR Supplement No. 1 to Part 740 参照。カントリーグループ A:5 には、一部のアジア諸国（日本、インドおよび韓国）、欧州諸国（キプロスおよびマルタ以外の EU 加盟国、英国、アイスランド、ノルウェーならびにスイス）、一部の英国連邦加盟国（オーストラリア、カナダ等）などが含まれている。

供

以下 (i) から (iv) をいずれも満たす場合：(i) 当該事業者が、対象技術またはソースコードを **EAR** 上適法に受領する権限を有していること、(ii) 提供の相手方である外国人が当該事業者の真正の永続的正規従業員であり、一定の禁止対象者でないこと、(iii) 当該従業員がカントリーグループ **A:5** の国のみの国民であること、(iv) 対象技術またはソースコードの開示が、カントリーグループ **A:5** の国の物理的領域内のみ、または米国内のみで行われること

(c) 適法に受領した事業者から、カントリーグループ **A:5** の国以外の従業員への提供

上記 (b) (i) および (ii) を満たすことに加えて、以下 (ア) から (ウ) をいずれも満たす場合：(ア) 対象技術またはソースコードの提供が、当該事業者の所在国、当該事業者が事業を実施している国または米国内のみで行われること、(イ) 当該事業者が、対象技術またはソースコードの **EAR** に反する仕向地、組織、エンドユーザーまたはエンドユースへの転向 (**diversion**) を防ぐ有効な手続を持っていること、(ウ) 提供の相手方である外国人について、一定の事情が存在すること（当該事業者のホスト国政府から承認されたセキュリティクリアランスを有している等）。

事例 2-2 に即して検討すると、研究開発部長 **P** が部下 **S** に提供するのは米国原産技術であり、**EAR** 適用対象品目には米国原産の品目が含まれる<sup>42</sup>ため、同技術は、**EAR** 適用対象品目である。そして、日本において、当該技術をドイツ国籍である **S** に提供することは、**EAR** 適用対象となる技術を、米国以外の国で、当該国とは別の国の外国人に提供することにあたり、みなし再輸出に該当すると考えられる。

ただし、ドイツはカントリーグループ **A:5** に該当するため<sup>43</sup>、上記「(a) 許可例外または許可不要の状況に相当する提供」の各要件、または「(b) カントリーグループ **A:5** の国の従業員への提供」の各要件を満たす場合には、みなし再輸出に該当しない。

当該技術提供がみなし再輸出にあたる場合、上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの③以降の点を確認し、当該技術提供が **EAR** 上許可取得を要するか、確認する必要がある。

---

<sup>42</sup> 上記解説 1-1 参照。

<sup>43</sup> **EAR Supplement No. 1 to Part 740.**

### 事例 3

日本法人 A は、取引先である外国法人 D がエンティティ・リストに追加されたことを知った。日本法人 A は、(1) 外国法人 D に対し、EAR 適用対象であるが、CCL において ECCN を割り振られてはいない (EAR99 である) 製品を輸出するとともに、(2) 外国法人 D から、当該外国原産であり、EAR 適用対象品目でない材料を購入している。日本法人 A はどのような対応をすべきか。

### 解説 3

対象製品は EAR の適用対象であり、かつ、CCL において ECCN が割り振られていない (EAR99 である) と既に判明しているので、この事案では、まず上記 1. (1) 図表 1 のフローチャートの④を検討することになる。

上記フローチャートの④にある一般禁止事項 (General Prohibitions) とは、EAR の適用範囲に含まれる輸出、再輸出、国内移転その他の行為について、当該行為に係る許可を取得するか、または各一般禁止事項の適用例外に該当しない限り行うことができない、10 の事項である。そのうち一般禁止事項 5 は、許可を取得せずに、エンドユース・エンドユーザー規制で規制されているエンドユースまたはエンドユーザーに向けて、そのことを「知りながら (※)」、EAR 適用対象品目 (なお、上記のとおり、「品目」とは、製品、技術およびソフトウェアを総称する呼称である) を輸出、再輸出または国内移転することを禁止する<sup>44</sup>。エンドユース・エンドユーザー規制には多数の規制が含まれるが、例えば、米国の国家安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与している、または関与している恐れもしくは今後関与する恐れがあると合理的に認められる事業体で BIS が指定する、エンティティ・リスト (Entity List)<sup>45</sup>に掲載された事業体に向けた EAR 適用対象品目の輸出、再輸出または国内移転については、エンティティ・リストに記載された条件に従い、許可取得が必要となる<sup>46</sup>。

※ EAR における know/knowledge の定義に関しては、上記 1. (1) ④参照。

エンティティ・リストには、事業体ごとに、輸出、再輸出または国内移転に許可が必要となる品目の範囲および許可申請がなされた場合の審査方針が記載されている。

許可が必要となる品目は「License Requirement」欄に記載され、多くの場合、「全ての EAR 適用対象品目 (All items subject to the EAR.)」となっているが、ときには、許可取得義務の対象外の品目が明示されていることもある。また、許可申請がなされた場合の審査

<sup>44</sup> EAR §736.2(b)(5).

<sup>45</sup> EAR Supplement No. 4 to Part 744.

<sup>46</sup> EAR §744.16.



方針はエンティティ・リストの「License Review Policy」欄に記載されるが<sup>47</sup>、原則不許可（Presumption of denial）と記載されている場合が多い。もっとも、EAR99の品目については原則許可するとの方針や、特定の品目についてはケースバイケースで審査するとの方針が記載されている場合もあるため、個々の確認が必要である。

事例3に即して検討すると、まず(1)の製品輸出については、外国法人Dがエンティティ・リストに追加されたことを知った日本法人Aは、当該製品の輸出をいったん停止した上で、エンティティ・リストを確認し、対象製品の輸出に許可が必要であるかを確認すべきである。

例えば、外国法人Dに関するエンティティ・リストの記載が以下のようになっている場合、日本法人Aが輸出している製品はEAR99の品目であるから、米国商務省に許可申請をし、許可を得られ次第、外国法人Dへの輸出を再開するという対応もあり得る。ただし、エンティティ・リスト掲載企業との取引を継続していることによるレピュテーション・リスクの可能性等も考慮の上<sup>48</sup>、慎重な判断が求められる。

COUNTRY	ENTITY	LICENSE REQUIREMENT	LICENSE REVIEW POLICY	FEDERAL REGISTER CITATION
	D	For all items subject to the EAR.	Case-by-case review for all items on the CCL. Presumption of approval for EAR99.	(エンティティ・リストに当該事業体を掲載したことが公布された官報の引用番号および日付が記載される)

次に(2)の材料購入については、エンティティ・リストにより定められる許可取得義務は、あくまでも対象品目の輸出、再輸出または国内移転に対して課されるものであり、エンティティ・リストに掲載された事業体から品目を購入することには、当該義務は及ばない<sup>49</sup>。ただし、購入する品目が米国原産品目、またはその他のEAR適用対象品目である場合は、当該品目がエンティティ・リスト掲載事業体に対し、無許可の輸出等によって提供されたも

<sup>47</sup> EAR §744.16(c).

<sup>48</sup> 当該事業体がエンティティ・リストに掲載された理由として人権侵害が明示されている場合等には、特に慎重な考慮が必要である。

<sup>49</sup> Bureau of Industry and Security, “Deemed Exports FAQs - Can I purchase items from a company that is listed on the Entity List?” <<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/deemed-exports/deemed-exports-faqs/faq/142-can-i-purchase-items-from-a-company-that-is-listed-on-the-entity-list>>.

のではないかと確認すべく、適切なデューデリジエンスを行うことが必要である（EAR 違反行為によって輸出、再輸出または国内移転された品目を購入することは、それ自体が一般禁止事項である（一般禁止事項 10））。

事例 3 の（2）では、購入している材料は外国原産であり、かつ EAR 適用対象品目でない製品であるが、日本法人 A においては、上記の製品輸出の場合と同様、エンティティ・リストの意義を踏まえ、レピュテーション・リスクの可能性等も考慮しつつ当該購入の継続について慎重な判断をすべきである。

### 3. 企業が取るべき対策と留意点

上記のとおり、日本企業（またはその他の米国以外の企業）による、米国の領域外で完結する取引であっても EAR の適用を受ける場面が存在することに留意が必要である。EAR に違反してしまうことを避けるため、これらの企業において、下記のような対策を取ることが考えられる。なお、以下は、考えられる対策の例を挙げたものであり、網羅的な記載ではないことには留意されたい。

- 輸出管理の確認フローに、日本（または設立地の国）の規制だけでなく、EAR に関する確認も組み込む。
  - 確認漏れが生じないように、各企業の事業実態に応じて適切な方法を選ぶ必要があり、例えば、受発注登録システムの必須登録項目とする、倉庫からの出荷の際の必須確認項目とする等の方法が考えられる。
  - その際、取引対象品目だけでなく、相手方等の取引関係者に関する確認も必要であることから、例えば、上記の必須登録・確認項目に、取引先がエンティティ・リストに掲載されていないか、最新の情報に照らして検証したことを確認するチェックマーク欄を含めるといったことも考えられる。あるいは、最新の制裁対象者リストに照らして検索できる有料システムを導入し、当該システムによる検索を実行しない限り、取引情報登録が完了しないよう登録フローを設計することも一案である。
  - さらに、自社の輸出管理体制が最新の EAR の内容に即したものとなっているか、定期的に確認する必要がある。例えば、上記「参考（追加情報）」に記載しているように FDPR が改正された場合には、それまでの確認フローでの確認項目のみによっては、取引対象品目が EAR 適用対象品目である可能性を排除できない恐れがある。
- 確認フローに従って実際に確認をする際に必要な情報を入手できるよう、前もって手配する。
  - 製品を製造している企業においては、当該製品が EAR 適用対象品目であるか否かを検討するために、例えば、米国以外の部品メーカーから購入している部品について、米国原産品か否かを当該メーカーに問い合わせる等の対応が必要となる可能

性もある。このため、部品の売買契約に、部品メーカーによる適切な情報提供を担保する条項を規定することも考えられる。

- 現在は **EAR** 上、問題のない取引であっても、今後、**BIS** の許可を得ない限り禁止される取引になる可能性がある場合（取引先の親会社または兄弟会社がエンティティ・リストに掲載された場合等）には、実際にそのような事態に至った際のことを想定した内容で契約を締結する。
  - 当該取引先との取引を円滑に終了できることを担保するため、長期契約を締結せずスポット取引にする等の対応が考えられる。
- 半導体関連品目を取り扱う企業においては、特に慎重な確認が必要であることに留意する。
  - 例えば、自社が行っている中国もしくはマカオ向けの取引または中国もしくはマカオでの取引を、**EAR** の適用対象となるか否かにかかわらず抽出し、当該取引への「**U.S. person**」の関与の有無を確認するといった対応が考えられる。また、今後行う中国もしくはマカオ向けの取引または中国もしくはマカオでの取引について、取引承認フロー上の確認項目に「**U.S. person**」の関与の有無を加えることも一案である。

【別紙】2020年に導入された Huawei 関係の FDPR および 2022年10月 EAR 改正で追加された FDPR (その後の改正を含む)

	産品に関する要件		③仕向地・用途の認識に係る要件
	①特定の技術もしくはソフトウェア	②外国製産品の仕様に関する要件	
エンティティ・リスト (Entity List) (Huawei グループ)	EAR 適用対象品目であり、ECCN3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001 または 5E991 に分類される技術またはソフトウェア ○本レポート「参考 (追加情報)」の① (b) の場合には、米国原産の上記技術またはソフトウェアに限定	-	・ Entity List Footnote 1 (*1) で指定された主体が製造、購入または発注した部品、コンポーネントまたは装置に組み込まれ、またはその製造もしくは開発に使用される、または ・ Entity List Footnote 1 で指定された主体が取引当事者 (購入者、中間荷受人、最終荷受人またはエンドユーザー等) であると「知っている※ (*2)」場合
エンティティ・リスト (リスト内で脚注 4 が付された中国の企業・団体)	EAR 適用対象品目である ECCN3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、 <u>5D002</u> 、5D991、5E001、 <u>5E002</u> または 5E991 に分類される技術またはソフトウェア ○本レポート「参考 (追加情報)」の① (b) の場合には、米国原産の上記技術またはソフトウェアに限定	-	・ Entity List Footnote 4 (*3) で指定された主体が製造、購入または発注した部品、コンポーネントまたは装置に組み込まれ、またはその製造もしくは開発に使用される、または ・ Entity List Footnote 4 で指定された主体が取引当事者 (購入者、中間荷受人、最終荷受人またはエンドユーザー等) であると「知っている※ (*2)」場合
アドバンスド・コンピューティング	EAR 適用対象品目である ECCN3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、 <u>4D090</u> 、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002 または 5E991 に分類される技術またはソフトウェア ○本レポート「参考 (追加情報)」の① (b) の場合には、米国原産の上記技術またはソフトウェアに限定	ECCN3A090、3E001 (3A090 関連)、4A090 または 4E001 (4A090 関連) で指定されているもの または 上記以外の ECCN に分類される IC、コンピューター、電子アセンブリまたはコンポーネントであって、ECCN3A090 または 4A090 の性能パラメータに適合するもの	・ 製品の仕向地が中国もしくはマカオである、または製品が中国もしくはマカオに向かう部品、コンポーネント、コンピューターもしくは装置であって EAR99 でないものに組み込まれる、または ・ 製品が、中国またはマカオに本社を有するエンティティがマスクまたは IC のウェハもしくはダイの製造のために開発した技術であると「知っている※ (*2)」場合
スーパーコンピューター	EAR 適用対象品目である ECCN3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002 または 5E991 に分類される技術またはソフトウェア ○本レポート「参考 (追加情報)」の① (b) の場合には、米国原産の上記技術またはソフトウェアに限定され、4D993 も除かれる。	-	・ 製品が中国もしくはマカオにある、または中国もしくはマカオに向かうスーパーコンピューター的设计、開発、製造、運用、設置 (現地での設置を含む)、保守 (点検)、修理、オーバーホールまたは改修に使用される、または ・ 製品が、中国もしくはマカオにある、または中国もしくはマカオに向かうスーパーコンピューターに使用される部品、コンポーネントまたは装置に組み込まれ、またはその開発もしくは製造に使用されると「知っている※ (*2)」場合

\*1 エンティティ・リストの「LICENSE REQUIREMENT」の欄において、脚注 1 が付された Huawei グループ会社。

\*2 EAR における know/knowledge の定義に関し、本レポート 1. (1) ④参照。感覚としては「知り得る」に近い概念であることに留意が必要である。

\*3 エンティティ・リストの「LICENSE REQUIREMENT」の欄において、脚注 4 が付された中国の企業・団体。2022年10月に下記の 28 の企業・団体に脚注 4 が付され、2022年12月にさらに 21 の中国の企業・団体に脚注 4 が付された。

Beijing Institute of Technology、Beijing Sensetime Technology Development Co., Ltd.、Changsha Jingjia Microelectronics Co., Ltd.、Chengdu Haiguang Integrated Circuit、Chengdu Haiguang

Microelectronics Technology, China Aerospace Science and Technology Corporation (CASC) 9th Academy 772 Research Institute, Dahua Technology, Harbin institute of technology, Higon, IFLYTEK, Intellifusion, Megvii Technology, National Supercomputing Center Changsha (NSCC-CS), National Supercomputing Center Guangzhou (NSCC-GZ), National Supercomputing Center Jinan, National Supercomputing Center Shenzhen, National Supercomputing Center Tianjin (NSCC-TJ), National Supercomputing Center Wuxi (NSCC-WX), National Supercomputer Center Zhengzhou (NSCC-ZZ), National University of Defense Technology, New H3C Semiconductor Technologies Co., Ltd., Northwestern Polytechnical University, Shanghai High-Performance Integrated Circuit Design Center, Sugon, Sunway Microelectronics, Tianjin Phytium Information Technology, Wuxi Jiangnan Institute of Computing Technology, Yitu Technologies

## 第2章 人権保護を理由とした輸入制限

### 1. 法令の基本的枠組み

#### (1) 関税法 307 条

米国では、外国で強制労働<sup>50</sup>により全部または一部が採掘、生産または製造された産品（以下「強制労働産品」という）の輸入が禁止されている（関税法<sup>51</sup>307条）。具体的には、税関国境・警備局（Customs and Border Protection: 以下「CBP」という）は、輸入される貨物が、強制労働産品であることが確定的ではないものの合理的に示されている場合に、かかる貨物の引渡しを保留する違反商品保留命令（Withhold Release Orders: 以下「WRO」という）を発し、当該貨物の米国への輸入を差し止めることができる<sup>52</sup>。

#### (2) ウイグル強制労働防止法

米国では、2021年12月23日に、中国の新疆ウイグル自治区における深刻な人権侵害に関する懸念を背景に、ウイグル強制労働防止法（Uyghur Forced Labor Prevention Act: 以下「UFLPA」という）が成立した<sup>53</sup>。同法は、新疆ウイグル自治区で全部または一部が採掘、生産または製造された産品（以下「新疆ウイグル自治区産品」という）は、上記関税法 307 条の輸入禁止の対象であると推定される旨を定める<sup>54</sup>。

---

<sup>50</sup> 関税法 307 条において、強制労働は「ある者が不履行に対する罰則の脅威の下で強要され、かつその労働者が自発的に提供しない一切の仕事またはサービス」と定義されている。

<sup>51</sup> The Tariff Act of 1930 (合衆国法典 19 編 Chapter 4) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2020-title19/pdf/USCODE-2020-title19-chap4.pdf>>.

<sup>52</sup> 連邦規則集 19 編§12.42(e)。関税法 307 条の詳細については、ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」（2022年6月）p.4以下 <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015_01.pdf)>を参照。

<sup>53</sup> An Act To ensure that goods made with forced labor in the Xinjiang Uyghur Autonomous Region of the People's Republic of China do not enter the United States market, and for other purposes (Pub.L.117-78) <<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256/text?r=1&s=1>>.

<sup>54</sup> UFLPA3 条(a).

また、強制労働タスクフォース<sup>55</sup>が策定する UFLPA の執行戦略<sup>56</sup>（以下「UFLPA 執行戦略」という）によって以下のいずれかとして特定された者<sup>57</sup>が生産した産品（以下新疆ウイグル自治区産品と併せて「新疆ウイグル自治区関連産品」という）も、同様に輸入禁止の対象と推定される<sup>58</sup>。

- ① 新疆ウイグル自治区において強制労働により産品を生産している事業者
- ② 新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から受け入れている事業者
- ③ 上記①または②の事業者によって生産された産品を中国から米国に輸出している事業者
- ④ 新疆ウイグル自治区、または、貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、および、強制労働を利用するその他の政府のプログラムのために新疆ウイグル自治区政府もしくは新疆生産建設兵団（Xinjiang Production and Construction Corps）と協力する事業者から材料を調達する事業者

もつとも、CBP 長官が以下の要件を満たしたと判断した場合は、例外的に上記推定規定は適用されない<sup>59</sup>。

- ① 輸入者が (i) UFLPA 執行戦略に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii) 対象産品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
- ② 対象産品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことが明白で説得的な証拠（clear and convincing evidence）により示されていること

---

<sup>55</sup> The United States-Mexico-Canada Agreement Implementation Act 741 条に基づき設置された、国土安全保障長官が議長となり、関連する知見を有する他の政府機関であって大統領が適切と判断するものの代表者によって構成されるタスクフォースである。

<sup>56</sup> 米国強制労働タスクフォースが UFLPA2 条(c)に基づき策定した「中国で強制労働により採掘、生産または製造された産品の輸入を防止するための戦略」<[https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22\\_0617\\_fletf\\_uflpa-strategy.pdf](https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf)>。ジェトロによる暫定的仮訳も存在する <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/03b41b9b8644e519/20220016rev1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/03b41b9b8644e519/20220016rev1.pdf)>。

<sup>57</sup> 2 条(d)(2)(B)(i)(ii)(iv)(v)に基づき特定された者のリスト（以下「UFLPA エンティティ・リスト」という）は以下のウェブサイトを確認可能である <<https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>>。

<sup>58</sup> 3 条(a)および 2 条(d)(2)(B)(i)(ii)(iv)(v)。

<sup>59</sup> 3 条(b)。

なお、UFLPA 執行戦略には、下記 3.のとおり、執行優先度の高いセクターや、UFLPA の順守のために輸入者に対して求められるデューデリジェンス等に関するガイダンスが含まれており、UFLPA の内容や執行について理解する上での重要文書となっている。

## 2. 関税法 307 条に関するケーススタディ

### (1) 関税法 307 条に関する手続き

#### 事例 1

日本企業である甲社は、A 国の企業 X 社から原材料を調達し、日本で最終製品に加工した上で、米国の会社 Y 社に販売していたところ、当該製品は A 国における強制労働により製造された産品であるとして WRO の対象となり、輸入が差し止められてしまった。当該製品について今後どのような手続きが取られることになるか。

#### 解説 1

##### ア WRO の効果

WRO が発せられるのは、CBP 長官による調査において、CBP 長官が、入手可能な情報により輸入される貨物が強制労働産品であると確定的ではないものの合理的に示されると認定した場合であり、WRO が発せられると、当該貨物の税関における引渡しは保留される<sup>60</sup>。

なお、関税法 307 条は輸入禁止の対象となる貨物の最低価額のような閾値（デミニミス値）を特に定めておらず、要件を満たす貨物は、その価額に関わらず輸入禁止の対象となり得る。

したがって、上記事例 1 において、甲社は WRO の対象となった製品を、米国において X 社に引き渡すことができなくなる。

##### イ 輸出または異議申立ての手続き

WRO の対象となった産品は、米国外へ再輸出（積み戻し）または異議申立てをすることができる。一方で、米国外へ再輸出されず、かつ、異議申立てが認められなかった場合は、最終的に産品は破棄される。

再輸出、異議申立て等の WRO の対象となった産品に関する手続きの詳細については、ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディ

<sup>60</sup> 連邦規則集 19 編§12.42(e)。



リジェンスによる実務的対応」<sup>61</sup> p. 7 を参照されたい。

## (2) 強制労働産品であるとして差し止められたり決定が出たりした場合の対応

### 事例 2

事例 1 において、WRO の対象となってしまった日本企業甲社の製品について、その後、CBP による調査の結果、産品が関税法 307 条によって輸入が禁止される強制労働産品であるとの決定がなされた。また、甲社自身も、調査の結果、X 社から調達している原材料の生産過程で実際に強制労働が行われている可能性が高いという情報を把握するに至った。甲社は、米国への輸入再開を目指す場合、サプライチェーン上の強制労働にどのように対処することが考えられるか。

### 解説 2

CBP がある産品が強制労働により生産されたかを判断するにあたっては、国際労働機関 (International Labour Organization: 以下「ILO」という) が公表している強制労働の存否を見分ける 11 の指標 (Indicators of Forced Labour) <sup>62</sup>を参照しているとされている<sup>63</sup>。したがって、甲社がサプライチェーン上の強制労働に対処するにあたっては、下記 11 の指標に該当する状況が解消されるよう、X 社に対する働きかけを行うことが必要と考えられる。

No.	項目	概要
①	脆弱性の悪用	いかなる者も強制労働の対象になり得るものの、特に脆弱性の高い個人は強制労働の標的にされやすいという実態がある。具体的には、(暴力の対象となりやすい) 女性や未成年、(現地語を話せない) 移民、(職業選択の自由の幅が少ない) 貧困層および宗教的・民族的少数者等が挙げられる。これらの労働者の脆弱な立場を、使用者側が搾取の意図を持って利用すると、強制労働が生じ得る。
②	詐欺	労働者 (子どもの場合には両親を介する場合もある) が、ある約束を信

<sup>61</sup> ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」(2022年6月)  
<[https://www.ietro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015\\_01.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015_01.pdf)>。

<sup>62</sup> ILO, “ILO Indicators of Forced Labour” <[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/--declaration/documents/publication/wcms\\_203832.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/--declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf)>。

<sup>63</sup> CBP の強制労働に関するホームページ (CBP, “Forced Labor” <<https://www.cbp.gov/trade/forced-labor>>) において、強制労働の指標として、ILO の強制労働の指標が指摘されている。

		じて雇用関係に入ったものの、当該約束が果たされず、真実を知らされていれば当該関係に入らなかったであろう場合に、詐欺的な採用に該当する。約束の内容は、賃金・仕事内容・住居等の労働条件や学費の負担等、さまざまである。
③	移動の制限	労働者の逃走を防止するために、作業場または移動中において常に移動が制限されている場合（工場を施錠して労働者を閉じ込めたり、警備員やカメラにより労働者の所在を監視したりしている場合等）が典型例である。労働者の安全を確保するために行われている場合もあるが、合理的理由がなければ強制労働を基礎づける大きな要素となる。
④	孤立	強制労働の対象者はしばしば外界から隔離されている。人間の居住地域から遠く離れた、移動手段も存在しないような場所に隔離されていることもあるが、居住地域に居ながらも、通信手段を没収され自由な出入りも禁止される等、外界との接点を遮断されている事案も存在する。
⑤	身体的・性的暴力	労働者を支配下に置くためにドラッグやアルコールの摂取を強要する、当初約束されていた労働内容に加えて使用者やその関係者との性的関係を強要する、そもそも誘拐した上で強制労働の状況下に置く等があり得る。このような暴力はいかなる場合にも許容されないため、強制労働を基礎づける大きな要素となる。
⑥	脅迫	労働者が、労働条件に関する不満や仕事を辞める意思表示をした際に、労働条件をさらに悪化させる旨の脅迫が行われている事案や、労働者の脆弱性を高めるため、恒常的に精神的なハラスメントが行われている事案等が存在する。脅迫の信憑性と影響力は、各労働者の年齢、個人的な信条や文化的バックグラウンド、社会的経済的ステータス等も考慮して判断することになる。
⑦	身分証明書の保持	使用者が労働者の個人的な身分証明書またはその他の重要物を占有しており、労働者が自由に使用、アクセスできず、それによって雇用関係を終了させることが妨げられている場合、強制労働を基礎づける事実となる。
⑧	賃金の保留	賃金の支払いの遅れや不定期な支払いの事実により、直ちに強制労働が認定されるわけではないものの、労働者を職場にとどめるために意図的に賃金の支払いが遅らされており、仕事を辞める自由が事実上労働者に与えられていない場合には強制労働に該当する。
⑨	負債による束縛	給与の前払い、児童労働の対価として当該児童の親に対して貸し出されるローン、生活費、医療費等の緊急費用のローン等、さまざまな形態で労働者に対する負債を負わせ、（特に労働者の識字能力が欠けている場合等に）負債残額の不当な操作や法外な利子の請求により、労働者が債務の返済（労働の提供）から逃れられないようにしている場合が該当す

		る。
⑩	虐待的な労働環境および生活環境	危険または不衛生な職場等の著しく劣悪な労働環境や生活環境は、（他に仕事がないこと等を理由に、労働者が任意で受け入れている場合もあるため、当該事実のみで直ちに強制労働が認定されるわけではないものの）、搾取的な労働からの労働者の離職を妨げる脅迫が存在し得ることの兆候となり得る。
⑪	過剰な時間外労働	強制労働を強要されている労働者は、国内法や労働協約の定めを超える時間外労働や連続した日数の勤務を義務づけられていることがある。時間外労働の事実それ自体が強制労働に該当するものではないものの、解雇の可能性等何らかのかたちで脅迫を受けることによって、過剰な労働が行われている場合には、強制労働を基礎づける事実として認められる。

米国に輸入されようとしていた製品が WRO の対象となったものの、その後に企業が当該製品のサプライチェーンにおける強制労働を解消するための対応を講じ、米国への輸入が再度認められるようになった例として、マレーシアの Top Glove Corporation Bhd.（以下「Top Glove」という）が製造する使い捨てゴム手袋に関する事案がある。この事案の概要は以下のとおりである。

- 2020年7月15日、Top Glove がマレーシアで生産する使い捨てゴム手袋について、CBP が、上記の ILO の強制労働の指標のうち⑦身分証明書の保持、⑨負債による束縛、⑩虐待的な労働環境および生活環境、ならびに⑪過剰な時間外労働の存在が確定的ではないものの合理的に示されているとして WRO を出した<sup>64</sup>。その後、2021年3月19日に、Top Glove の使い捨てゴム手袋が強制労働産品である旨の決定がなされた<sup>65</sup>。
- これに対して、Top Glove は、労働者に対して 3,000 万ドル以上の補償、労働環境・住

<sup>64</sup> CBP, “CBP Issues Forced Labor Finding on Top Glove Corporation Bhd.” (29 March, 2021) <<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-forced-labor-finding-top-glove-corporation-bhd>>. 上記の ILO の強制労働の指標のうち⑨負債による束縛に関しては、世界でも 1 位のシェアを誇るマレーシアの使い捨て手袋産業がバングラデシュ、ネパール、ミャンマーといった近隣諸国からの安い労働力に支えられており、移民労働者がこれら近隣諸国の職業斡旋業者に対して職業斡旋料として高額の債務を負った状態で、マレーシアで就業していることが指摘されていた (Bengtson, Peter. “Debt Bondage Payouts Flow to Workers in Malaysia’s Glove Industry.” *The Diplomat*, (14 September 2021), <<https://thediplomat.com/2021/09/debt-bondage-payouts-flow-to-workers-in-malaysias-glove-industry/>>).

<sup>65</sup> 2021年3月29日付官報 (86 FR 16380) <<https://www.federalregister.gov/documents/2021/03/29/2021-06393/notice-of-finding-that-certain-disposable-gloves-produced-in-malaysia-with-the-use-of-convict-forced>>.

環境の改善等の対応策を講じた<sup>66</sup>。

- これを受けて 2021 年 9 月 9 日、CBP は Top Glove が全ての ILO の強制労働の指標に  
対処したと認め、上記決定を修正し、Top Glove の使い捨てゴム手袋の輸入を認めた<sup>67</sup>。

なお、そもそも WRO の対象とならないよう、平時から、強制労働のリスクを効果的に発  
見し、対応するために、人権デューディリジェンスを行うことも重要である。人権デューデ  
ィリジェンスの実践についてはジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関  
連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」<sup>68</sup>の p. 48 以降を参照され  
たい。

### 3. ウィグル強制労働防止法に関するケーススタディ

#### (1) 執行優先度の高いセクターおよびサプライチェーンのデューディリジェンス

##### 事例 3

日本企業である乙社は商社として多様な製品を米国に輸出しているため、UFLPA に対  
応するためのデューディリジェンスを行うことを検討している。

乙社としては、どのような製品が UFLPA の執行対象となるリスクが高いかや、どのよ  
うにサプライチェーンのデューディリジェンスを行うことが求められているかについ  
て理解したいと考えている。

#### 解説 3

UFLPA 執行戦略において、執行優先度の高いセクターとして以下のセクターが列挙され  
ている<sup>69</sup>。

<sup>66</sup> CBP, “CBP Modifies Forced Labor Finding on Top Glove Corporation Bhd.” (9 September, 2021)  
<<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-modifies-forced-labor-finding-top-glove-corporation-bhd>>.

<sup>67</sup> CBP, “CBP Modifies Forced Labor Finding on Top Glove Corporation Bhd.” (9 September, 2021)  
<<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-modifies-forced-labor-finding-top-glove-corporation-bhd>>.

<sup>68</sup> ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェ  
ンスによる実務的対応」(2022 年 6 月)  
<[https://www.ietro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015\\_01.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015_01.pdf)>.

<sup>69</sup> UFLPA 執行戦略 pp. 27-28 (ジェトロによる暫定的仮訳 pp. 40-41)  
<[https://www.ietro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/03b41b9b8644e519/20220016rev1.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/ Reports/01/03b41b9b8644e519/20220016rev1.pdf)>.

- アパレル
- 綿花と綿製品
- シリカ系製品（ポリシリコンを含む）
- トマト製品および下流製品

したがって、UFLPA 執行戦略に基づくと、少なくともこれらのセクターについては執行対象となるリスクが相対的に高いと考えられるため、乙社はこれらのセクターについて特にデューディリジェンスを強化することが考えられる。

また、UFLPA は、新疆ウイグル自治区関連産品そのものが直接米国に輸出されている場合のみならず、新疆ウイグル自治区関連産品が部品として組み込まれているような製品に対しても輸入禁止の推定を行う<sup>70</sup>。したがって、米国に製品を輸出している企業は、当該企業の直接取引先に限らず、原材料の製造過程等まで遡って、サプライチェーン全体を把握する必要がある<sup>71</sup>。よって、上記事例 3 において、乙社は、製品を調達する直接の取引先のみならず、製品の製造過程全体を対象として、デューディリジェンスを行う必要がある。

より具体的には、UFLPA 戦略には、輸入者向けのガイダンスが含まれており、当該ガイダンスでは、輸入者が、中国（特に新疆ウイグル自治区）の強制労働により全部または一部が採掘、生産または製造された産品を輸入しないための措置として、（ア）デューディリジェンス、（イ）効果的なサプライチェーンの追跡、および（ウ）サプライチェーン管理の取組みについて説明されている<sup>72</sup>。以下、これらの内容について解説する。なお、これらの実施においては、ビジネスと人権に関する国際基準や、米国政府や NGO が提供する情報を参照することが有用とされている（これらの内容については、ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」<sup>73</sup>第 2 章および第 3 章の 2 を参照）<sup>74</sup>。

---

<sup>70</sup> UFLPA 執行戦略 p. 40（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 54）。

<sup>71</sup> UFLPA 執行戦略の輸入者向けガイダンスにおいても、原材料の供給者も含めて、サプライチェーン全体のマッピングを行うことが、効果的なサプライチェーンの追跡の第 1 歩であると指摘されている（同戦略 p.45（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 60））。

<sup>72</sup> UFLPA 執行戦略 p. 41 以下（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 55 以下）。

<sup>73</sup> ジェトロ「グローバル・バリューチェーン上の人権侵害に関連する米国規制と人権デューディリジェンスによる実務的対応」（2022 年 6 月）  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/ Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/f196c58fb11ba14d/20220015_01.pdf)。

<sup>74</sup> UFLPA 執行戦略 p. 47（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 61 以下）。

## ア デューディリジェンス

デューディリジェンスは、米国に輸入される製品の生産において強制労働のリスクを評価、防止および軽減するものであり、効果的なデューディリジェンスは、大要、以下の要素を含むものとされている<sup>75</sup>。

### ➤ ステークホルダーおよび取引先とのエンゲージメント

輸入者は、米国に輸入される製品の製造に直接に関わるサプライヤーとのエンゲージメント<sup>76</sup>を行い、当該サプライヤーを通じてまたは直接に、原材料や部品の生産者ともエンゲージメントを行わなければならない。

### ➤ リスクおよび影響の評価

強制労働のリスクを評価するためには、サプライチェーンをマッピングし、強制労働のリスクのある工程を特定することが必要である。リスク評価の際の考慮要素は以下のとおりである。

- 輸入品およびその原材料または部品の原産地
- サプライチェーン上の事業者間の取引
- サプライチェーン上の事業者の所在地および身元
- サプライチェーン上の事業者間の関係
- 原材料または部品が新疆ウイグル自治区産である可能性を検討するための一般に利用可能なデータセットの使用
- サプライチェーン上において抑留者もしくは元抑留者を用いていることまたは中国政府の労働プログラムを通じて新疆ウイグル自治区から労働者を受け入れていることを示す情報

### ➤ 行動規範の策定

輸入者は、サプライヤーが実施することが求められる全ての行為の指定を含む行動規範をサプライヤーとの契約に組み込むべきである。

---

<sup>75</sup> デューディリジェンスに関して、本資料は UFLPA 執行戦略 pp. 41-45 (ジェトロによる暫定的仮訳 pp. 61-62) の内容を要約しているが、UFLPA 執行戦略において、より詳細な情報は、米国労働省の Comply Chain というツール <<https://www.dol.gov/ilab/complychain/>> で取得できるとされている。

<sup>76</sup> なお、エンゲージメントとは、例えば、企業とステークホルダー間の意思の疎通および対話の持続的なプロセスで、協働でのアプローチによるものを含め、企業がそれらの者の関心や懸念に耳を傾け、理解し、対応することを可能にするものをいうと説明されている (国連人権高等弁務官事務所「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き」(2012年) p. 8 <[https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/publications/hr.puB.12.2\\_en.pdf](https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/publications/hr.puB.12.2_en.pdf)>。和訳は国際民商事法センターによるものを参照 <[https://www.icclc.or.jp/human\\_rights/](https://www.icclc.or.jp/human_rights/)>)。

- サプライチェーン全体のコミュニケーションおよび研修
 

輸入者は、リスク評価で特定された強制労働のリスク等に関して、サプライヤーを選定する従業員等を教育しなければならない。また、デューディリジェンスの一環として、全てのサプライヤーや地域社会等に対して行動規範の基準を伝える必要がある。
- 順守の監視
 

輸入者はサプライヤーによる行動規範の順守のモニタリングをすべきである。これは、「信頼できる監査」(credible audits) や、技術の活用や市民社会との協働を通じて行われ得る。

「信頼できる監査」には以下の要素が含まれる<sup>77</sup>。

  - 労働者がいるであろう時間帯に職場を予告なく訪問
  - ILO の強制労働の指標の検討
  - 母国語により、かつ雇用者や政府の威圧のない状況での従業員や就職斡旋業者等へのインタビュー
  - 職場や関連施設への制限のない立ち入り
  - 遵守の追加的証拠の提供等のための書類や情報のレビュー
- 違反の是正
 

強制労働の指標が特定された場合、米国への輸入は輸入者がそれらを完全に是正するまで禁止される<sup>78</sup>。
- 独立した第三者による検証
 

定期的に独立した第三者による検証を行うことで、輸入者のデューディリジェンスの実施および有効性が評価可能となる。
- デューディリジェンス制度の公開
 

監査や検証プロセスを含めたデューディリジェンスの定期的かつ適時な公開が推奨される。ただし、会社の機密情報を開示する必要はない。

## イ 効果的なサプライチェーンの追跡

効果的なサプライチェーン追跡は、デューディリジェンスの重要な第一歩であり、まず、

<sup>77</sup> なお、UFLPA 執行戦略では、新疆ウイグル自治区へのアクセスが制限されていること、政府による監視および強制により労働条件について自由に話すことができないこと等の理由で、新疆ウイグル自治区において「信頼できる監査」を行うことは難しいが、輸入禁止の推定を覆すためには、このガイダンスを順守しなければならないという法的要件は変わらないとされている (UFLPA 執行戦略 p. 44 (ジェトロによる暫定的仮訳 p. 59))。

<sup>78</sup> UFLPA 執行戦略では、中国政府の労働プログラムの場合には完全な是正が難しい可能性があり、その場合はサプライヤーとの取引の終了しか方法がないかもしれないが、取引終了に伴う労働者への影響も軽減すべきであるとの指摘がある (UFLPA 執行戦略 p. 45 (ジェトロによる暫定的仮訳 p. 60))。

輸入品に用いられる原材料の供給者に至るまで、サプライチェーン全体のマッピング（サプライチェーン上の事業者、作業主体、労働状況等に関する情報収集）を行う。さらに、サプライチェーンの追跡として、サプライチェーンの始まりから完成品に至るまで、輸入品に含まれる物品や原材料の管理の連鎖（chain of custody）を示すことが求められる。

なお、輸入品が新疆ウイグル自治区産と非新疆ウイグル自治区産の両方の材料を調達する工場からの部品等を含む場合、当該輸入品が非新疆ウイグル自治区産の材料のみを用いていることを確認することが困難であるため、輸入品が拘留されるリスクがある。

#### ウ サプライチェーン管理の取組み

サプライチェーン管理の取組みとは、特定された強制労働のリスクを防止および軽減するための措置であり、以下のものが含まれる。

- 契約締結前に潜在的なサプライヤーについて強制労働に関する調査をするプロセスを経ること
- 強制労働が確認された場合にサプライヤーに是正措置を義務づける契約を締結すること
- 是正措置が講じられない場合には契約関係の終了等の帰結がもたらされることを示すこと
- 強制労働の指標に該当しないことを検証するための文書、人員および労働者に対するアクセスを持つこと
- サプライチェーン管理データを管理する情報システムを有すること

#### (2) 新疆ウイグル自治区産品の輸入

##### 事例 4

日本企業である丙社の米国子会社は、東南アジアにある B 国から部品を米国に輸入した上で、米国に所在する工場で最終製品を製造している。丙社が、当該部品のサプライチェーンを調査したところ、新疆ウイグル自治区産の原材料が B 国から購入している部品に含まれている可能性が排除できないとの結論に至った。当該原材料が新疆ウイグル自治区産である場合、米国への輸入は一切認められないか。

#### 解説 4

上記のとおり、UFLPA は、新疆ウイグル自治区関連産品そのものが米国に輸出されている場合のみならず、新疆ウイグル自治区関連産品が原材料や部品として組み込まれている



ような製品に対しても輸入禁止の推定を行う<sup>79</sup>。

この点に関して、UFLPA 執行戦略では、例えば、新疆ウイグル自治区は世界の綿花の約 5 分の 1 およびポリシリコンの約半分を生産しており、新疆ウイグル自治区で生産された原材料または加工材料（綿花、糸、毛糸等）は、加工のために中国の他の地域や第三国へ出荷されることがあり、他の地域の材料と混ざり合うことによって、原産地が不明確になる可能性が指摘されている<sup>80</sup>。そのため、第三国から調達している原材料または加工材料が新疆ウイグル自治区から調達されたものである可能性がある<sup>81</sup>。

したがって、事例 4 においても、新疆ウイグル自治区産の原材料を用いて製造された部品は、強制労働産品であるという推定を受け、米国への輸入は原則として禁止される。

もっとも、CBP 長官が以下の要件を満たしたと判断した場合、上記推定規定は例外的に適用されない<sup>82</sup>。

- ① 輸入者が (i) UFLPA 執行戦略に含まれる輸入者向けガイダンスを完全に順守するとともに、(ii) 対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
- ② 対象製品の全部または一部が強制労働により採掘、生産または製造されていないことが明白で説得的な証拠 (clear and convincing evidence) により示されていること

このうち、要件① (i) については上記解説 3 を参照されたい。

一方、要件②について、UFLPA 執行戦略は、対象製品についてこの要件が満たされるためには、証拠によって、ILO の強制労働の指標が存在しないまたは是正されたことが完全に示されなければならないとしている。

中国産品の全部または一部が強制労働により作られていないことを示す証拠の例として UFLPA 執行戦略で示されているものは以下のとおりである<sup>83</sup>。

- サプライチェーン全体および輸送経路のマッピング（各過程に関与する事業者の特定も含む）に関する証拠
- 強制労働の推定が及ぶ企業の全労働者の完全なリスト（事業所ごとの賃金支払い方法および支払い先に関する証拠、新疆ウイグル自治区出身の労働者の有無および労働者の在留資格に関する証拠、ならびに生産量が書面で記録上の労働者と一致することを

---

<sup>79</sup> UFLPA 執行戦略 p. 40（ジェットロによる暫定的仮訳 p. 54）。

<sup>80</sup> UFLPA 執行戦略 p. 13（ジェットロによる暫定的仮訳 p. 25）。

<sup>81</sup> UFLPA 執行戦略 p. 13（ジェットロによる暫定的仮訳 p. 25）。

<sup>82</sup> UFLPA3 条(b)。推定を覆す決定を下す場合、CBP 長官は、その決定後 30 日以内に、品目および考慮した証拠を特定した報告書を議会に提出し、かつ、公表する義務を負う（同条(c)）。

<sup>83</sup> UFLPA 執行戦略 pp. 50-51（ジェットロによる暫定的仮訳 pp. 65-66）。

示す証拠を含む)

- 対象製品の生産に関与する労働者の中に、中国政府、新疆生産建設兵団 (XPCC) または UFLPA エンティティ・リスト掲載事業者の関与の下に、募集、輸送、移送、収容または受入れを行った者がいないことを示す証拠 (当該証拠は全ての労働者が自発的に採用されることを保証するために各事業者が実施している管理体制に具体的に言及する必要がある)
- 新疆ウイグル自治区出身の全ての労働者が、脅迫や罰則の脅威なしに自発的に働いていることを確実に示す証拠 (採用、新疆ウイグル自治区からの輸送、生活、労働環境等において ILO の強制労働の指標が見られないことを示す証拠等を含む)

このように、新疆ウイグル自治区産品であっても、要件①および②を満たせば、強制労働産品の推定が覆され、米国への輸入は可能となる。しかし、要件①および②はいずれも、輸入者向けガイダンスの「完全な」順守や、対象製品の全部または一部が強制労働により製造等されていないことについての「明白で説得的な」証拠を示すという高いハードルを輸入者に課す一方で、新疆ウイグル自治区については、UFLPA 執行戦略においても、外からのアクセスが制限されていたり、中国政府による監視および強制を踏まえると証人は労働環境について自由に話せなかったりするため、信頼できる監査を含む、効果的なデューディリジェンスの実施について障壁があることが指摘されている<sup>84</sup>。

したがって、事例 4 において、新疆ウイグル自治区産の原材料が B 国から購入している部品に含まれている場合には、要件①および②を満たせば米国への輸入ができる可能性はあるものの、一般的には、かかる要件を充足して強制労働産品の推定を覆すことは困難であると考えられる。

なお、上記のとおり、UFLPA は、新疆ウイグル自治区関連産品が使われている製品に対しても輸入禁止の推定を行うものであり<sup>85</sup>、当該新疆ウイグル自治区関連産品が製品に占める割合や、製品の価額に関する閾値 (デミニミス値) は存在しない。つまり、僅かでも新疆ウイグル自治区関連産品が使われていれば、当該製品に対する輸入禁止の推定が成立することになる。

---

<sup>84</sup> UFLPA 執行戦略 p. 41 (ジェットロによる暫定的仮訳 p. 59)。

<sup>85</sup> UFLPA 執行戦略 p. 40 (ジェットロによる暫定的仮訳 p. 54)。

### (3) 新疆ウイグル自治区産品以外の産品の輸入

#### 事例 5

日本企業である丁社は、中国で組み立てを行っている電子機器を米国に輸出しているところ、米国において、UFLPAに基づき、当該電子機器の輸入が差し止められた。しかし、丁社としては、当該電子機器には新疆ウイグル自治区産の部品は含まれていないと考えている。丁社は、米国への輸出を再開するためどのような対応が求められるか。

#### 解説 5

UFLPA に基づいて産品が差し止められた場合にその輸入を実現するための対応としては、上記解説 4 のように、対象産品は新疆ウイグル自治区関連産品であることを前提とした上で、例外要件の充足を示して輸入禁止の対象であるとの推定を覆す方法の他に、そもそも対象産品が新疆ウイグル自治区関連産品ではないことを示す（すなわち、対象産品やその部品、原材料等が完全に新疆ウイグル自治区以外から調達され、また UFLPA エンティティ・リストとも関係が無いことを示す）方法がある。

UFLPA 戦略における輸入者向けガイダンスにおいては、対象産品が新疆ウイグル自治区産品ではないことを示すための一般的な手法として、サプライチェーンの追跡が挙げられており、CBP から要請があった場合、輸入者は、CBP の審査対象となっている産品のサプライチェーンを完全に追跡できなければならないとされている<sup>86</sup>。

輸入者に求められる証拠の種類、性質および程度は、事案や状況によって異なることされているものの、サプライチェーン全体の追跡ができていることを示す証拠の類型は下記のとおりとされている<sup>87</sup>。

- 輸入品およびその構成要素のサプライチェーンの詳細な説明（第三国での調達、製造および加工の段階も含め、採掘、生産および製造の全ての段階を含む）
- 輸入品の各構成要素の産地を示す証拠（可能な場合には個体識別番号を使用して、原材料その他の材料を追跡する。複数のサプライヤーの材料を混合する場合には各材料の原産地および管理を実証するための検証可能なプロセスが存在しなければならない）

これらの証拠の詳細は、2022 年 6 月 13 日に CBP が公表した輸入者向け運用ガイダンス

<sup>86</sup> UFLPA 執行戦略 p. 49（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 64）。

<sup>87</sup> ただし、CBP が求める証拠の種類、性質および程度は問題となっている輸入に関する事実関係等によって異なり得る（UFLPA 執行戦略 p. 49（ジェトロによる暫定的仮訳 p. 64））。

<sup>88</sup>において説明されている。想定される証拠の例は下記のとおりである<sup>89</sup>。

- サプライチェーン全体に関する証拠
  - 採掘、生産および製造の全ての段階を含む輸入品およびその構成要素のサプライチェーンの詳細な説明
  - 運送者や輸入者を含むサプライチェーン上の主体の役割および関係者<sup>90</sup>の特定
  - 名称および連絡先を含む生産過程の各段階におけるサプライヤーのリスト
  - 生産過程に関与する各事業者からの宣誓供述書
- 商品および構成部品に関する証拠
  - 注文書、全てのサプライヤーおよびサブサプライヤーの請求書および領収書、梱包明細書、材料明細書、原産地証明書、支払い記録、売主および買主の在庫記録、出荷記録、輸入・輸出記録
- 採掘者、生産者および製造者に関する証拠
  - 商品またはその構成要素の原材料に関する上記の証拠
  - 採掘、生産または製造の記録（生産指示書、工場の生産能力に関する報告書、工場の現地視察報告書等を含む）

したがって、事例 5 において、丁社は、丁社が輸出する電子機器に新疆ウイグル自治区産の部品または UFLPA エンティティ・リストに含まれるものにより製造された部品が含まれていないことを示すため、上記のような証拠を CBP に提出することが求められ得る。

---

<sup>88</sup> CBP「輸入者向け運用ガイダンス」（13 June 2022）  
<[https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP\\_Guidance\\_for\\_Importers\\_for\\_UFLPA\\_13\\_June\\_2022.pdf](https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP_Guidance_for_Importers_for_UFLPA_13_June_2022.pdf)>。ジェトロによる暫定的仮訳も存在する <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/3c9bf03ec2b7dd3a/20220014.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/3c9bf03ec2b7dd3a/20220014.pdf)>。

<sup>89</sup> CBP「輸入者向け運用ガイダンス」（13 June 2022）  
<[https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP\\_Guidance\\_for\\_Importers\\_for\\_UFLPA\\_13\\_June\\_2022.pdf](https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP_Guidance_for_Importers_for_UFLPA_13_June_2022.pdf)> pp. 14-15。当該ガイダンスの Appendix には、高リスク商品別の証拠の例が列挙されている。

<sup>90</sup> 連邦規則集 19 編§152.102(g)。

## 第3章 米国投資審査

### 1. 米国投資審査制度の概要

本章では、2018年外国投資リスク審査現代化法（以下「FIRRMA」という）<sup>91</sup>成立後の1950年国防生産法（以下「国防生産法」という）<sup>92</sup>および連邦規則31編のうち投資規制に関する規定<sup>93</sup>に基づいて、対米外国投資委員会（以下「CFIUS」という）により執行される対米国投資規制について解説する<sup>94</sup>。

本1.では、FIRRMAにより導入された取引当事者による義務的な事前の申告（Declaration）（以下「義務的事前申告」という）が必要となる取引、CFIUSへの届出の仕組み、審査期間、考慮要素等を概観し、下記2.では、近時の動向について概説し、下記3.では、義務的事前申告の要否について具体的な事例のかたちで解説を行う。

#### (1) 義務的事前申告が必要となる取引

米国におけるCFIUSによる投資審査の対象となる対象取引は、対象支配権取引、対象投資等で構成されており<sup>95</sup>、対象取引のうち一定の取引については取引当事者による義務的事前申告の対象となる<sup>96</sup>。また、義務的事前申告の対象とはされていないものの<sup>97</sup>、外国人による一定の不動産取引、具体的には(i)対象港または対象港の敷地内に位置し、もしくは

---

<sup>91</sup> Congress.gov, “H.R.5841 - Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018”  
<<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5841/text>>.

<sup>92</sup> Defense Production Act of 1950（合衆国法典50編Chapter55）  
<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2015-title50/pdf/USCODE-2015-title50-chap55.pdf>>.

<sup>93</sup> 連邦規則31編 Money and Finance: Treasury の Subtitle B, Chapter VIII（以下「FIRRMA 施行規則」という）, Part 800-802, <<https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-VIII>>.

<sup>94</sup> 本書においては、2020年10月の対米外国投資委員会（CFIUS）への事前申告を義務とする取引要件を変更する最終規則の改定後の、義務的事前申告の仕組みおよび近似の制度改正の動向を中心に解説を行うこととしており、詳細な制度の解説については、日本貿易振興機構（ジェトロ）「対米外国投資委員会（CFIUS）および2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）に関する報告書」（2019年8月）<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/f1226c7a434de0f0.html>>、および経済産業省「令和3年度重要技術管理体制強化事業（対内直接投資規制対策事業（諸外国における投資環境動向調査）」（2022年3月）<[https://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2021FY/000015.pdf](https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2021FY/000015.pdf)>もあわせて参照されたい。

<sup>95</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.101(a), § 800.213.

<sup>96</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.401(b), (c).

<sup>97</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.401(b), (c).

その一部として機能している不動産または (ii) 軍事拠点、その他米国政府の施設等に関する一定の不動産の購入、リース、使用権の取得等（以下「対象不動産取引」という）についても、適用除外が認められない限り、CFIUS に審査権限が認められている<sup>98</sup>。

本項目では、特に義務的事前申告が必要となる取引の判定方法について概説する<sup>99</sup>。義務的事前申告が必要となる取引は、重要技術（Critical Technology）、重要インフラ（Critical Infrastructure）または機密個人データ（Sensitive Personal Data）に関する米国事業（以下「TID 米国事業」という）<sup>100</sup>に係る取引であり、2つのカテゴリーがある。1つは、外国政府が実質的持分を有する外国人によるあらゆる TID 米国事業に対する投資であり、もう1つは、重要技術に関わる一定の TID 米国事業に対するあらゆる外国人（外国政府が実質的持分を有する外国人に限らない）による投資である。

CFIUS への義務的事前申告が必要となる取引の判定は、概要下記図表 4 の手順で行う。

---

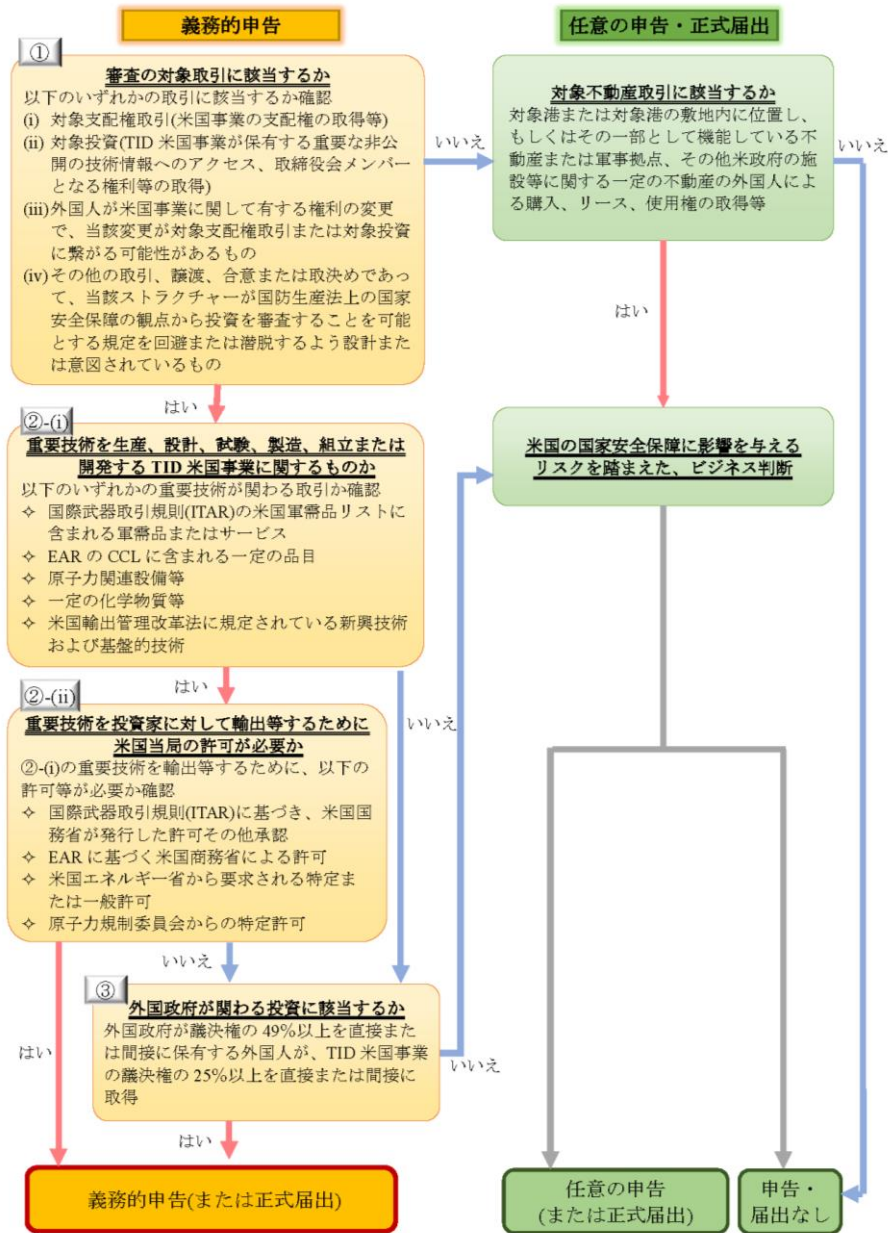
<sup>98</sup> FIRRMA 施行規則§802.101(a), §802.211, §802.212.

経済産業省「令和3年度重要技術管理体制強化事業（対内直接投資規制対策事業（諸外国における投資環境動向調査）」（2022年3月）pp. 10-12。

<sup>99</sup> 義務的事前申告については、ジェトロ [2020年9月28日付ビジネス短信](#)も参照されたい。

<sup>100</sup> (i)重要技術を生産、設計、試験、製造、組立もしくは開発する米国事業、(ii)FIRRMA 施行規則 §800 別紙 A <<https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-VIII/part-800/appendix-Appendix%20A%20to%20Part%20800>> で特定される重要インフラ（経済産業省「令和3年度重要技術管理体制強化事業（対内直接投資規制対策事業（諸外国における投資環境動向調査）」（2022年3月）pp. 8-9）について、同別紙で特定される一定の機能を果たしている米国事業または(iii)米国人の機密データ（経済産業省「令和3年度重要技術管理体制強化事業（対内直接投資規制対策事業（諸外国における投資環境動向調査）」（2022年3月）pp. 9-10）を、直接または間接に保持または収集する米国事業を意味する（FIRRMA 施行規則§800.248）。

図表 4 義務的事前申告が必要となる取引の判定



① 対象取引に該当するか

対象取引とは、(i) 対象支配権取引、(ii) 対象投資、(iii) 外国人が米国事業に関して有する権利の変更で、当該変更が対象支配権取引または対象投資につながる可能性があるものおよび (iv) その他の取引、譲渡、合意または取り決めであって、当該ストラクチャーが国防生産法上の国家安全保障の観点から投資を審査することを可能とする規定を回避または潜脱するよう設計または意図されているものを指す<sup>101</sup>。

101 FIRRMA 施行規則§800.101(a), §800.213.

日本企業が、検討対象となる投資が対象取引に該当するかを判断するにあたっては、当該投資が (i) 対象支配権取引または (ii) 対象投資に該当するかを判断することが重要になる。大要、対象支配権取引とは、外国人が米国事業に対する支配権を獲得する取引を意味し、対象投資とは、外国人による TID 米国事業に対する投資であって、支配権の獲得は伴わない投資を意味する。

対象支配権取引には、(a) 外国人により米国事業に対する支配権が獲得され、もしくは獲得される可能性のある取引（取引条件に定められた実際の支配権の取り決めに関わらない）、(b) 外国人が米国事業の支配権を他の外国人に譲渡する取引、(c) 事業主体または資産の一部が米国事業を構成する場合において、外国人により当該事業主体または資産の一部に対する支配権が獲得され、もしくは獲得される可能性のある取引、(d) 一以上の当事者が米国事業に拠出し、かつ、外国人が合弁によって当該米国事業に対する支配権を獲得する場合における当該合弁が含まれるとされている<sup>102</sup>。

- 「外国人」とは、(a) 外国籍者、外国政府もしくは外国事業主体または (b) 外国籍者、外国政府もしくは外国事業主体が支配権を行使し、または外国籍者、外国政府もしくは外国事業主体に対して支配権を行使することができる事業主体のいずれかを指す<sup>103</sup>。
- 「米国事業」とは、事業主体の支配権を有するものの国籍にかかわらず、米国の州際間取引に従事する事業主体を意味する<sup>104</sup>。米国外で設立された会社であっても、米国内で事業を行う場合（米国外から米国内に向けたサービスの提供や輸出も含まれ得る）には、米国事業に該当する可能性がある。
- 「支配権」とは、議決権の保有または代理行使、取締役指名権、種類株式、契約上の取り決め等を通じて、直接または間接に、事業主体に影響を及ぼす重要な事項を決定、指示または決断する権限を意味する<sup>105</sup>。議決権保有比率等の閾値は定められていない。そのため、外国人である A 社が、米国事業である B 社の議決権 9%を取得したにとどまる場合であっても、取引の一環として、A 社が、B 社に影響を与える重要事項（B 社役員の解任等）に対する一定の拒否権を取得するような場合には、A 社は、B 社の支配権を獲得したと評価され得る<sup>106</sup>。
- 「対象投資」とは、2020 年 2 月 13 日以降に予定されている、または検討中の非関

---

<sup>102</sup> FIRRMA 施行規則§800.301.

<sup>103</sup> FIRRMA 施行規則§800.224 (a).

<sup>104</sup> FIRRMA 施行規則§800.252.

<sup>105</sup> FIRRMA 施行規則§800.208.

<sup>106</sup> FIRRMA 施行規則§800.208 (e) (4).



連 TID 米国事業（TID 米国事業であって、特定の外国人が、議決権の 50%以上を直接保有せず、または取締役会もしくは同等の統治機関の構成員の半数以上を指名する権利を有しないもの）<sup>107</sup>に対する、除外投資家（**excepted foreign investor**）<sup>108</sup>以外の外国人による、直接または間接の投資であって、外国人に下記のいずれかを与える投資をいう（対象支配権取引に該当するものは除く）<sup>109</sup>。

- (a) TID 米国事業が保有する重要な非公開の技術情報へのアクセス
- (b) TID 米国事業の取締役会もしくは同等の統治機関における、構成員たる地位もしくはオブザーバーとなる権利または個人を役職に指名する権利
- (c) 議決権行使以外の方法による、下記のいずれかに関する TID 米国事業の実質的な意思決定への関与<sup>110</sup>
  - ・ TID 米国事業により保持または収集された米国人の機密データの利用、開発、取得、保管または開示
  - ・ 重要技術の使用、開発、取得または開示
  - ・ 重要インフラの管理、運営、製造または供給

ここでいう「重要技術」とは、国際武器取引規則（ITAR）の米国軍需品リストに含まれる軍需品またはサービス、EAR の CCL に含まれる一定の品目、原子力関連設備等、一定の化学物質等ならびに米国輸出管理改革法（ECRA）に規定されている新興技術および基盤的技術（**emerging and foundational technology**）（ただし、新興技術および基盤的技術に該当する具体的な技術の特定は完了していない<sup>111</sup>）を意味する<sup>112</sup>。

---

<sup>107</sup> FIRRMA 施行規則§800.250.

<sup>108</sup> FIRRMA 施行規則§800.219. 例えば、「除外国」（オーストラリア、カナダ、英国およびニュージーランド：2023年2月末日現在）の国民であり、かつ、除外国でないいずれの外国の国民でもない外国籍者や除外国の政府が該当する。除外国については、米国財務省のウェブサイト <https://home.treasury.gov/policy-issues/international/the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states-cfius/cfius-excepted-foreign-states> で公表されている（FIRRMA 施行規則 §800.218）。

<sup>109</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.211.

<sup>110</sup> 実質的な意思決定（**substantive decisionmaking**）の意義につき、FIRRMA 施行規則§800.245.

<sup>111</sup> BIS はこれについて 2022年5月、今後は両技術を区別せず CCL に個別に追加していく方針を示した。両技術の特定を指示している ECRA1758 条にちなんで「1758 条の技術」として追加するとしている。ジェトロ 2022年5月24日付ビジネス短信「[米商務省、海洋毒素の輸出管理を提案、今後は新興技術と基盤的技術を区別しない方針](#)」も参照されたい。

<sup>112</sup> FIRRMA 施行規則§800.215.

② 重要技術が関わり、輸出等について許可等が必要な投資に該当するか

対象取引に該当する投資が (i) 重要技術を生産、設計、試験、製造、組立または開発する TID 米国事業に関するものであって、かつ、(ii) 当該重要技術を一定の投資家に対して輸出、再輸出、国内移転または再移転するために米国規制当局の許可が必要とされるものであるか否かを確認する必要がある<sup>113</sup>。

(ii) においては、重要技術を以下のいずれかに該当する主体に対して輸出、再輸出、国内移転または再移転するために、米国規制当局の許可が必要とされるか否かを検討する必要がある<sup>114</sup>。

- ・ 対象取引の結果、TID 米国事業に対する直接の支配権を獲得する主体
- ・ TID 米国事業に対する対象投資により持分を直接に取得する主体
- ・ TID 米国事業へ直接投資しており、当該 TID 米国事業に対する権利が変更された結果、当該変更が対象支配権投資または対象投資に該当する可能性がある主体
- ・ ストラクチャーが国防生産法上の国家安全保障の観点から投資を審査することを可能とする規定を回避または潜脱するよう設計または意図されている取引、譲渡、合意または取り決めの当事者である主体
- ・ 個別にまたは外国人グループの一員として、上記 4 項目に掲げる主体において、直接または間接を問わず、25%以上の議決権<sup>115</sup>を保有している主体

➤ 「米国規制当局の許可」とは、以下の許可等を意味する<sup>116</sup>。

- ・ 国際武器取引規則 (ITAR) に基づき、米国国務省が発行した許可その他承認
- ・ EAR に基づく米国商務省による許可
- ・ 連邦規則 10 編の規定に基づく米国エネルギー省から要求される特定または一般許可
- ・ 連邦規則 10 編の規定に基づく原子力規制委員会からの特定許可

なお、上記 (ii) の検討において対象となる重要技術および当該重要技術の移転先を踏まえると、当該重要技術の輸出、再輸出、国内移転または再移転に、EAR における

---

<sup>113</sup> FIRRMA 施行規則§800.401(c)(1).

<sup>114</sup> 同上。

<sup>115</sup> FIRRMA 施行規則§800.256.

<sup>116</sup> FIRRMA 施行規則§800.254.

一定の許可例外 (TSU [Technology and software - unrestricted]<sup>117</sup>、ENC [Encryption commodities, software, and technology] の一部<sup>118</sup>または STA [License Exception Strategic Trade Authorization] の一部<sup>119</sup>) が適用される場合には、義務的事前申告の対象外となる<sup>120</sup>。

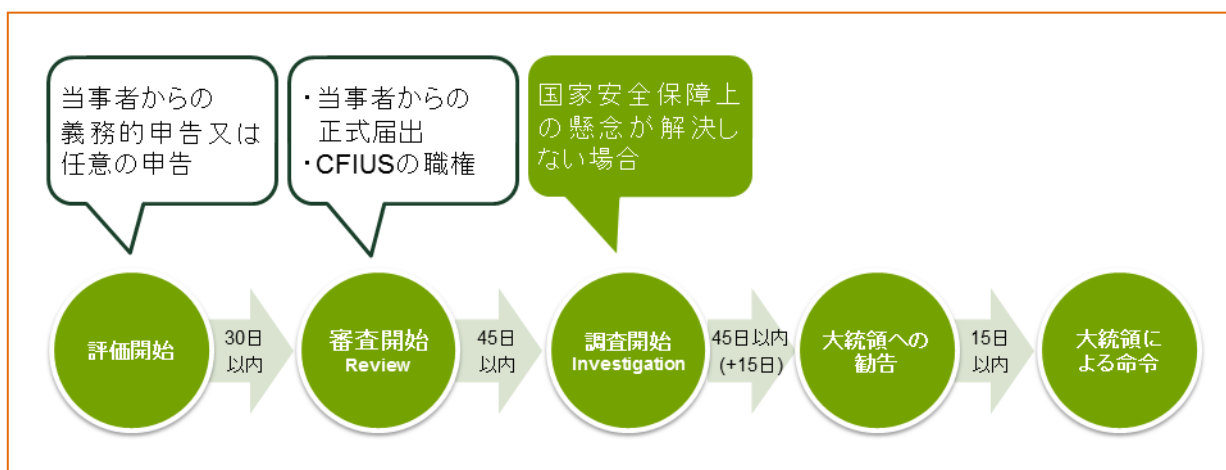
③ 外国政府が関わる投資に該当するか

当該投資が、単一の外国（除外国<sup>121</sup>を除く）の国家政府または準国家政府が議決権の49%以上を直接または間接に保有する外国人が、TID 米国事業の議決権の25%以上を直接または間接に取得する場合に該当するか否かを確認する必要がある<sup>122</sup>。

(2) CFIUS への申告または正式届出

CFIUS による審査手続きの概要は下記図表 5 のとおりである。

図表 5 手続きの概要



<sup>117</sup> EAR§740.13.

<sup>118</sup> EAR§740.17(b).

<sup>119</sup> EAR§740.20(c)(1).

<sup>120</sup> FIRRMA 施行規則§800.401(e)(6).

<sup>121</sup> 上記脚注 108 参照。

<sup>122</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.244(a), §800.401(b)(1).

## ア 申告 (declaration)

当事者が申告（義務的事前申告および任意の申告）をした場合、CFIUS が申告を受理してから 30 日間で評価が行われ（以下「評価期間」という）、評価期間が経過するまでに、CFIUS は下記のいずれかの対応を行う<sup>123</sup>。なお、評価期間中は、CFIUS から求められる追加質問に対して原則 2 営業日以内に回答する必要がある<sup>124</sup>。また、申告の場合には手数料はかからない<sup>125</sup>。

- ① 手続き終結の通知をする（クリアランス）
- ② 当事者に正式届出を行うよう要請する
- ③ 職権による審査を開始する
- ④ 申告に基づいても結論を出せず、正式届出を行うことができる旨の通知をする

## イ 正式届出 (notice)

義務的事前申告に係る手続きにおいて CFIUS より正式届出が要請された場合に限らず、取引当事者としては、職権での審査の対象外であることを確認するために、任意に正式届出を行うことが考えられる。すなわち、大統領または CFIUS が職権で審査を開始することができる類型は限定的であるところ、一度 CFIUS が審査または調査を終了した取引については、審査または調査に際して、CFIUS に虚偽もしくは誤解を生じさせる重要な情報が提出され、または重要な情報が提出されていなかった場合等に該当しない限り、改めて審査の対象にならない（いわゆる「セーフ・ハーバー」の付与）ため、職権での審査対象から外れることを取引前に明示的に確認することができるという利点がある<sup>126</sup>。そのため、企図している取引が、下記のような事情から米国の国家安全保障の観点からリスクがあると評価され得る場合には、はじめから正式届出を行うことも考えられる。もっとも、国家安全保障上のリスクの有無は、最終的には CFIUS の判断に委ねられるため、法令上の CFIUS による審査および大統領による措置の判断の考慮要素（下記（3）参照）や、2022 年 9 月 15 日にバイデン大統領が署名した、CFIUS による外国からの対米投資審査に指針を与える大統領令（EO14083）における考慮要素（下記 2.（1）ア参照）を踏まえた、国家安全保障のリスク

---

<sup>123</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.407, §800.405(b).

<sup>124</sup> FIRRMA 施行規則§800.406(a)(3).

<sup>125</sup> CFIUS, “CFIUS Frequently Asked Questions” (last updated on 13 May 2021)  
<<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-CONSOLIDATED-FAQs-MAY-2021.pdf>>  
p. 6.

<sup>126</sup> 国防生産法 § 4565(b)(1)(D).

の内容・程度や、事後的に CFIUS による職権審査の対象とならないことを事前に確認し取引の安全性を確保することのメリット、申告や正式届出に要する費用、時間等を総合考慮して、申告または正式届出を行うか、判断する必要がある。

当事者が正式届出を行う場合、問題となる取引についての CFIUS の理解を促進し、CFIUS に届出書に含まれるべき追加情報を要求する機会を与えるために、正式届出前に CFIUS と協議し、適切な場合には、届出書のドラフトまたは他の適切な文書を CFIUS に提出することが推奨されている。このような事前相談または届出書ドラフトの提出は、遅くとも正式届出の 5 営業日前までに行われるべきであるとされている<sup>127</sup>。また、正式届出の場合には取引規模に応じた手数料の支払いが必要であり、手数料が支払われるまで正式届出は受理されない<sup>128</sup>。手数料は取引価格に応じて、下記のとおり設定されている<sup>129</sup>。

取引価格 (USD)	50 万 未満	50 万～ 500 万未満	500 万～ 5,000 万未満	5,000 万～ 2 億 5,000 万未満	2 億 5,000 万～ 7 億 5,000 万未満	7 億 5,000 万 以上
手数料 (USD)	0	750	7,500	7 万 5,000	15 万	30 万

CFIUS が届出書を受理した日の翌日から 45 日間の審査期間が開始される<sup>130</sup>。なお、審査期間中は、CFIUS から求められる追加質問に対して原則 3 営業日以内に回答する必要がある<sup>131</sup>。

審査終了後、CFIUS は、下記のいずれかに該当する対象取引については、二次審査 (Investigation) に進む<sup>132</sup>。

- ① CFIUS の構成員が、当該対象取引が米国の国家安全保障を損なう恐れがあり、かつ、当該恐れが軽減されていないと CFIUS 議長に進言した場合
- ② 主管機関が調査を実施することを推奨し、CFIUS が同意した場合

また、CFIUS は、下記のいずれかに該当する対象取引についても、国家安全保障への影

<sup>127</sup> FIRRMA 施行規則§800.501(g).

<sup>128</sup> FIRRMA 施行規則§800.1102.

<sup>129</sup> FIRRMA 施行規則§800.1101. なお、対象不動産取引について正式届出を行う際にも、同額の手数料の支払いが求められる (FIRRMA 施行規則§802.1101)。

<sup>130</sup> FIRRMA 施行規則§800.503(b).

<sup>131</sup> FIRRMA 施行規則§800.504(a)(4).

<sup>132</sup> FIRRMA 施行規則§800.505(a).

響を判断するために取引の調査手続きに進む<sup>133</sup>。

- ① 外国政府または、外国政府に支配され、もしくは外国政府に変わって行動する主体が米国事業に対する支配権を獲得する可能性のある対象支配権取引（以下「外国政府支配取引」という）<sup>134</sup>である取引
- ② 米国のまたは米国内の重要インフラに対する支配権を外国人が獲得することになる取引で、CFIUS が当該取引は国家安全保障を損なう恐れがあると判断し、かつ、当該恐れが軽減されていない取引

CFIUS は、審査期間中に、正式届出の対象である対象取引の調査を行わないことを決定した場合は手続きを終結する。CFIUS が調査を行わないことを決定したことおよび手続きが終結したことは、対象取引の当事者に速やかに通知される<sup>135</sup>。対象取引の当事者としては、当該通知を受領することで CFIUS が審査を終了した取引であることを認識することができ、特段の事情がない限り、再度審査の対象にならないことを明示的に確認することができる。

CFIUS は、調査開始から 45 日以内（45 日後が営業日でない場合には、45 日後の翌営業日まで）に調査を完了する<sup>136</sup>。CFIUS 議長は、不可抗力により、または米国の国家安全保障の維持のため、CFIUS 議長の判断において、調査の延長が必要かつ適切である場合には、主管機関長名義の書面による要請に基づいて、調査を 15 日間延長することができる<sup>137</sup>。

下記のいずれかの場合、CFIUS は調査の完了または終了に際して、大統領の決定を求める報告書をおお統領に回付する<sup>138</sup>。

- ① CFIUS が大統領に対し当該取引の停止または禁止を勧告する場合
- ② CFIUS が大統領に対し当該取引の停止または禁止を勧告するか否かの判断をすることができない場合
- ③ CFIUS が大統領に対し当該取引に関する判断を求める場合

---

<sup>133</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.505(b).

<sup>134</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.222.

<sup>135</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.506.

<sup>136</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.508(a).

<sup>137</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.508(e), (f).

<sup>138</sup> FIRRMA 施行規則 § 800.508(b).

調査の完了または終了に際して、CFIUSが大統領に報告書を回付することなく、正式届出された対象取引に関する全ての手続きを終結すると決定した場合、手続きは終結する。手続きの終結の決定は、当該取引の当事者に速やかに通知される<sup>139</sup>。対象取引の当事者としては、当該通知を受領することでCFIUSが調査を終了した取引であることを認識することができ、特段の事情がない限り、再度審査の対象にならないことを明示的に確認することができる。

大統領は、CFIUSによる調査が完了した日またはCFIUSが勧告等をした日のいずれか早い日から15日以内に、当該取引を停止または禁止するか判断する<sup>140</sup>。なお、限定的な場合に限られるが、大統領は、職権で取引に対する措置を講じることも認められている<sup>141</sup>。

上記審査・調査期間が定められているものの、実務上は、CFIUSからの質問に回答する時間を確保するため、あるいは、CFIUSが国家安全保障への影響を緩和するための措置等を求める場合等に交渉の時間を確保するため等の理由から、当事者が一度取り下げて再提出することで、実質的に期間を延長するというも行われているようである<sup>142</sup>。

### (3) 審査において考慮すべき事項

CFIUSによる審査および大統領による措置の判断においては、国防生産法上、以下の要素を考慮することができる<sup>143</sup>。

No.	審査において考慮すべき事項
①	予測される国防上の需要に必要な国内生産
②	国防上の需要を満たす国内産業の能力およびキャパシティ（人材、製品、技術、材料その他の物資およびサービスの利用可能性を含む）
③	（国家安全保障の要請を満たす米国のキャパシティと能力に影響を与えるものとしての）外国人による国内産業および商業活動の支配
④	予定されている、または検討中の取引の以下の国に対する軍用品、設備または技術の

<sup>139</sup> FIRMA 施行規則§800.508(d).

<sup>140</sup> 国防生産法§4565(d)(2).

<sup>141</sup> 国防生産法§4565(d)(4).

<sup>142</sup> Committee on Foreign Investment in the United States, *ANNUAL REPORT TO CONGRESS (Report Period: CY 2021)*, August 2, 2022, p. 37 available at <https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-AnnualReporttoCongressCY2021.pdf>.

<sup>143</sup> 国防生産法 § 4565(b)(1)(A)(ii),(d)(5),(f).

	販売に対する潜在的な影響 (A) 国務省によりテロ支援国家として、ミサイルの拡散に係る懸念国家として、化学・生物兵器の拡散に係る懸念国家として、特定されている国 (B) 国防省により米国の国益に対する潜在的な地域的軍事的脅威を与える国として特定されている国 (C) 核不拡散特別国リスト <sup>144</sup> およびその後続のリストに掲載されている国
⑤	予定されている、または検討中の取引の米国の国家安全保障に影響を与える分野における米国の国際的な技術的リーダーシップに対する潜在的な影響
⑥	米国の重要インフラ（主要なエネルギー資産を含む）に対する潜在的な国家安全保障関連の影響
⑦	米国の重要技術に対する潜在的な国家安全保障関連の影響
⑧	対象取引が外国政府支配取引であるか
⑨	（特に対象取引が外国政府支配取引であると判断される場合に CFIUS が行う調査に関して）以下の事項に対する現在の評価の再検討（必要に応じて） (A) 対象国の不拡散管理レジーム（条約および多国間供給ガイドラインを含む）の順守状況（「Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation and Disarmament Agreements and Commitments」に関する年次報告書を参照するが、これに限定されない） (B) 特にテロ対策の取組みへの協力に関する対象国と米国との関係（2004 年情報改革およびテロ防止法 7120 条に基づく大統領から議会への報告書を参照するが、これに限定されない） (C) 軍事利用される技術の積替えまたは転送の可能性（各国の輸出管理法令の分析を含む）
⑩	エネルギーその他の重要な資源および原料の供給源に関する米国の需要の長期予測
⑪	一般的にまたは特定の審査または調査に関連して、大統領または CFIUS が適切と判断したその他の要素

## 2. 近時の動向

### (1) 投資審査の内容および手続きの明確化の動き

2022 年には、CFIUS 審査に関する大統領令と CFIUS 執行と罰則に関するガイドラインが相次いで公表され、投資審査の内容および手続きの明確化が進んだ。

<sup>144</sup> 連邦規則集 15 編 Part 778, Supplement No.4.



## ア CFIUS 審査に関する大統領令

バイデン大統領は 2022 年 9 月 15 日、CFIUS による外国からの対米投資審査に指針を与える大統領令 (EO14083)<sup>145</sup>に署名した。同大統領令は、国防生産法に規定される既存の審査の考慮要素 (上記 1. (3) 参照) を明確化し、CFIUS がその審査にあたって重視する要素 (以下①～⑤) を明らかにするものである。

- ① サプライチェーンの強靱性：CFIUS は、投資審査にあたり、国家安全保障の基礎となる、生産能力、サービス、重要鉱物資源、または技術における、サプライチェーンの強靱性や安全性に対する対象取引による影響を考慮する<sup>146</sup>。
- ② 技術的リーダーシップ：CFIUS は、投資審査にあたり、対象取引が、米国の技術的リーダーシップの基礎となる、生産能力、サービス、重要鉱物資源、技術に関するものかどうかを考慮する<sup>147</sup>。
- ③ 米国の国家安全保障に影響を与え得る投資動向：外国人が徐々に分野または技術の支配権を取得する場合を念頭に、CFIUS は単一分野または関連分野の複数の買収や投資を踏まえ、対象取引から生じるリスクを考慮する。
- ④ サイバーセキュリティリスク：CFIUS は、対象取引が、国家安全保障を害する行動を取る可能性がある外国人または関連する第三者に、米国の国益に影響を及ぼす悪意あるサイバー活動に従事し得る能力または情報データベースおよびシステムへのアクセスを提供し得るか否かを考慮する<sup>148</sup>。
- ⑤ 機密データに関するリスク：CFIUS は、米国人の機密データへのアクセスを有する、またはそれを保管する米国企業への外国投資が、取引の結果、米国の国家安全保障を損なう脅威となる行動を取る可能性のある外国人に関わるものであるかどうかを考慮する。

---

<sup>145</sup> 2022 年 9 月 15 日付大統領令 14083 <<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/09/15/executive-order-on-ensuring-robust-consideration-of-evolving-national-security-risks-by-the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states/>>。

ジェトロ [2022 年 9 月 20 日付ビジネス短信](#)も参照。

<sup>146</sup> 国家安全保障の基礎となるものとして、マイクロエレクトロニクス、人工知能 (AI)、バイオ、量子コンピューティング、先進クリーンエネルギー (蓄電池や水素等)、気候適応技術、重要資源 (リチウムやレアアース等) および食料安全保障に影響を与える農業産業基盤が例示されている。

<sup>147</sup> 具体的分野としては、マイクロエレクトロニクス、AI、バイオ、量子コンピューティング、先進クリーンエネルギーおよび気候適応技術が例示されている。

<sup>148</sup> 国益に影響を及ぼすサイバー活動として、①機密データを格納するストレージやデータベース、システムのデータの保護や完全性を損なうことを目的とした活動、②米国の選挙、米国の重要インフラ、防衛産業基盤等を妨害しようとする活動、③スマートグリッド等の重要エネルギーインフラが例示されている。

## イ CFIUS 執行と罰則に関するガイドライン

米国財務省は 2022 年 10 月 20 日、CFIUS 執行と罰則に関するガイドライン<sup>149</sup>（以下「本ガイドライン」という）を公表した。本ガイドラインは、法令義務違反にあたり得る行為類型、罰則を賦課するにあたってのプロセス、および罰則の有無・程度を決定するにあたっての考慮要素を説明している。

法令義務違反にあたり得る行為について、以下の 3 類型が挙げられている。

- ① 申告または正式届出が義務であるにもかかわらず適時に行われなかった場合
- ② CFIUS と合意した影響緩和措置等に違反した場合
- ③ 非公式なやり取りを含め、CFIUS に提出した情報に重大な虚偽や不備があった場合

また、罰則の内容を決定するにあたっては、罰則が当事者の説明責任と将来の法令順守に与える影響、違反行為による米国の国家安全保障への影響の程度、当事者の認識（故意・過失の有無・内容、情報隠蔽の有無）、違反行為を当事者が認識してから CFIUS が認識するまでの経過時間および違反行為の頻度、当事者の対応および是正措置の有無・内容、当事者の法令順守体制等が考慮される。

本ガイドラインは、法令違反にあたり得る行為を行った当事者が、CFIUS に対して、当該行為と関係者の情報を書面で自己開示することを強く推奨している。自己開示が適時に行われたか否かは、上記「当事者の対応」の一内容として、罰則の内容の検討にあたっても考慮されるとされる。

## (2) 将来への示唆を含む近時の動向

### ア 国家安全保障戦略

米国ホワイトハウスは 2022 年 10 月 12 日、「国家安全保障戦略<sup>150</sup>」を公表した。同戦略の

---

<sup>149</sup> U.S. Department of the Treasury, “CFIUS Enforcement and Penalty Guidelines”(20 October 2022) <<https://home.treasury.gov/policy-issues/international/the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states-cfius/cfius-enforcement-and-penalty-guidelines>>.

ジェトロ [2022 年 10 月 21 日付ビジネス短信](#)も参照。

<sup>150</sup> The White House, “National Security Strategy” (12 October 2022). <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Biden-Harris-Administrations-National-Security-Strategy-10.2022.pdf>>.

中には、投資審査に関して以下のとおり言及しており、米国が、経済安全保障の文脈において、投資審査を活用し、強化する方針であることが示されている。

- ・ 米国の競争力を維持・向上させるための米国内の重要な産業に対する投資戦略を説明する項目において、米国が、知的財産の窃盗、強制技術移転またはその他の米国の技術的優位を損なおうとする試みに対抗するために、投資審査、輸出管理および防諜に関するリソースを強化するとともに、同盟国およびパートナー国と協力、協調することが述べられている。
- ・ ルール形成に関する項目において、安全保障、プライバシー保護および競争力の強化を実現しつつ、国際標準策定の完全性を守り、信頼性のある自由なデータおよびアイデアの流通を促進することの必要性が言及されているが、投資審査はこのことを実現するための手段の1つとして位置づけられている。
- ・ ルール形成に関する項目において、戦略的競争者が、米国と同盟国の安全保障を損なう形で、米国と同盟国の基礎的な技術、ノウハウまたはデータを悪用できないようにしなければならないことが言及されており、そのために、投資審査の仕組みを強化すると同時に、対外投資についての審査等、新たな手法も検討するとされている。

#### イ 米国の高等教育機関への贈与等に関する審査

米国において超党派で発議された「2021 戦略的競争法案<sup>151</sup>」は、外国人による米国の高等教育機関に対する贈与等に対して CFIUS の審査を追加的に及ぼす旨の規定を含んでいる。

具体的には、同法案は、CFIUS の審査対象となる対象取引に、外国人による米国の高等教育機関への贈与やこれらの者の間での契約のうち、①当該贈与または契約の金額が 100 万ドル以上であり、かつ② (i) 重要技術の研究、開発もしくは生産に関連するものであって、外国人が重要な非公開技術情報にアクセスすることを可能にするもの、または (ii) 支配関係を設立する制約されたもしくは条件付きの贈与もしくは契約にあたるものを追加している。また、上記② (i) の要件を満たす対象取引に、事前届出義務を課すとしている。

同法案は、2021 年 4 月 20 日に米国上院外交委員会で可決されたが、成立には至っていない。もっとも、同法案は、CFIUS の審査対象に、米国の高等教育機関への贈与等が今後追加される可能性があることを示唆するものとして、注目される。

---

<sup>151</sup> Congress.gov, “S.1169 - Strategic Competition Act of 2021” <<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1169>>.

### (3) 過去の審査状況

CFIUS が公表する年次報告書（2021 年版）<sup>152</sup>によれば、2021 年の審査状況の概要は以下のとおりである。

- 272 件の正式届出があり、これらについて審査が実施された。このうち、第 2 フェーズである調査が実施されたのは、130 件である。
- 272 件のうち、11 件については、CFIUS が当事者に対して適切な影響緩和措置を特定できない旨通知したため、当事者が提案された影響緩和措置を受け入れなかったため、または商業的理由のために、当事者が届出を取り下げ、取引を断念するに至っている。大統領による判断は下されていない。
- 2021 年に行われた CFIUS 審査対象取引の正式届出について、産業分野別に分類すると、金融・情報・サービス業が 55%と最も多く、製造業 28%、鉱業・公共事業・建設業の 12%、卸売・小売・運輸業の 4%が続く。金融・情報・サービス業の中では、専門・科学・技術サービスが、同カテゴリーの中で 39%を占め、最も多い。
- 2021 年において、審査および調査を完了するのに要した日数は、以下のとおりである。

	平均 (暦日)	中央値 (暦日)
審査 (Review) で完結した対象取引	46.3	47.0
調査 (Investigation) で完結した対象取引	65.0	89.5

2021 年には大統領令によって取引が阻止された事例はないが、過去には、大統領令によって取引が阻止された事例が存在しており、2020 年以降のものは、以下のとおりである。また、2019 年までの事例については、ジェトロ・ニューヨーク事務所の報告書<sup>153</sup>を参照されたい。

- ホテル管理システムを提供する中国企業である Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.は、2018 年 9 月、同種の事業を行う米国企業 StayNTouch, Inc.の買収を完了させていた。トランプ前大統領は、2020 年 3 月、Beijing Shiji Information Technology

<sup>152</sup> Committee on Foreign Investment in the United States, “Annual Report to Congress Report Period: CY2021” <<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-AnnualReporttoCongressCY2021.pdf>>.

<sup>153</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所「対米外国投資委員会（CFIUS）および 2018 年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）に関する報告書」（2019 年 8 月）pp. 23-27 <[https://www.ietro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/f1226c7a434de0f0/20190011.pdf](https://www.ietro.go.jp/ext_images/Reports/01/f1226c7a434de0f0/20190011.pdf)>.

Co., Ltd.に対して、StayNTouch, Inc.を売却することを命じた<sup>154</sup>。

- ・ スマートフォンアプリ TikTok を開発する ByteDance Ltd.は、2017年11月、別のスマートフォンアプリを開発する musical.ly を買収し、2018年8月に両サービスを統合させていた。トランプ前大統領は2020年8月、かかる買収によって米国の国家安全保障が損なわれる恐れがあるとして、ByteDance Ltd.に対して、TikTok の米国内に係る事業を売却することを命じた<sup>155</sup>。もっとも、2023年2月現在に至るまで売却は実現しておらず、CFIUS と ByteDance Ltd.との間での協議が続けられている。

### 3. ケーススタディ

#### 事例 1

X社は米国テキサス州で、米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる重要技術を用いた製品（EARのCCLに含まれる品目）を開発している。日本に所在するA社は、X社の100%買収を検討している。A社は、Y国籍でY国に所在するBが25%の議決権を保有している。

EAR上、当該重要技術をY国に輸出する場合は許可が必要、日本国に輸出する場合は許可が不要である。この場合、取引当事者による事前申告は義務となるか。

また、本事例に先立ってA社がX社の議決権の51%を取得しており、その際、取引当事者による正式届出が実施され、CFIUSによるクリアランスが得られていたとすると、A社が残るX社の49%の株式を追加取得することでX社の100%買収を行おうとする場合には、CFIUSによる審査の対象となるか。

#### 解説 1

事前申告は義務となる。ただし、過去にA社がX社の支配を取得した際に正式届出が実施されており、CFIUSによるクリアランスが得られていた場合には、A社によるX社の株式の追加取得は「対象取引」に該当せず、CFIUSによる審査対象にはならない。

まずX社は、米国において事業を行う主体としての米国事業であり、A社によるX社の議決権100%を取得する投資は、議決権を通じてX社に影響を及ぼす重要な事項を決定、

---

<sup>154</sup> Executive Office of the President, “Regarding the Acquisition of StayNTouch, Inc. by Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.” (6 March 2020).  
<<https://www.federalregister.gov/documents/2020/03/10/2020-05011/regarding-the-acquisition-of-stayntouch-inc-by-beijing-shiji-information-technology-co-ltd>>.

<sup>155</sup> Executive Office of the President, “Regarding the Acquisition of Musical.ly by ByteDance Ltd.” (14 August 2020) <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/08/19/2020-18360/regarding-the-acquisition-of-musically-by-bytedance-ltd>>.

指示または決断する権限の取得である。したがって、当該投資は、「対象支配権取引」に該当するものとして、「対象取引」に該当する（上記 1. (1) 図表 4 の①参照）。

次に、X 社の事業は、米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる重要技術を用いた製品（EAR の CCL に含まれる品目）を製造する事業であり、重要技術を製造する TID 米国事業に該当する（上記 1. (1) 図表 4 の②- (i) 参照）。

対象取引の結果、TID 米国事業に対する直接の支配権を獲得する主体である A 社の 25% 以上の議決権を保有している主体である B に対する輸出は、EAR に基づく米国商務省による許可が必要となる（上記 1. (1) 図表 4 の②- (ii) 参照）。

したがって、取引当事者による義務的事前申告が必要となる。

これに対し、過去に CFIUS による審査が行われ完了した対象支配権取引を通じて、外国人が直接支配権を取得した米国事業について、同一の外国人またはその外国人が直接もしくは間接的に完全に所有する事業体が追加の持分を取得する取引または外国人の権利に変更が生じる取引は、「対象取引」でないものとみなされる<sup>156</sup>。したがって、本事例において、仮に A 社が過去に X 社の議決権の 51% を取得してその支配を取得した際に正式届出が実施されており、CFIUS によるクリアランスが得られていた場合には、A 社による X 社の株式の追加取得は「対象取引」に該当せず、CFIUS による審査対象にはならない。

## 事例 2

X 社は米国アリゾナ州で、米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる通信技術を開発するスタートアップ企業である。日本に所在する A 社は、X 社に、議決権ベースで 3%、出資額にして 50 万ドルを出資することにした。A 社は、X 社に対して取締役の派遣は行わないが、取締役会へのオブザーバーを派遣することにした。A 社は、日本の非上場の事業会社であり株主は全て日本人である。EAR 上、当該通信技術を日本に輸出する場合は許可が必要である。この場合、A 社による X 社への投資は、CFIUS による審査対象取引となるか、また、義務的事前申告は必要か。

なお、X 社は、特定の外国人が、議決権の 50% 以上を直接保有せず、または取締役会もしくは同等の統治機関の構成員の半数以上を指名する権利を有しないものとする。

## 解説 2

CFIUS の審査対象である。また、義務的事前申告の対象である。

まず X 社は、米国において事業を行う主体としての米国事業であり、A 社は、当該米国事業の議決権 3% を取得するにすぎないが、X 社の事業は、米国輸出管理規則（EAR）の管

<sup>156</sup> FIRRMA 施行規則 §800.305(a).

理対象となる重要技術を開発する事業として TID 米国事業に該当する。A 社は、TID 米国事業のオブザーバーを指名する権利を有することになるから、A 社による X 社の株式の取得は、「対象投資」として、CFIUS による審査対象である「対象取引」に該当する（上記 1. (1) 図表 4 の①参照）。なお、対象投資に該当するかどうかについては、金額基準はなく、投資金額にかかわらず「対象投資」に該当する。

次に、X 社の事業は、上記のとおり、重要技術を製造する TID 米国事業に該当する（上記 1. (1) 図表 4 の②- (i) 参照）。

A 社は、日本国で設立された会社であり、上記の米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる重要技術を日本に輸出する場合は EAR に基づく米国商務省の許可が必要となる（上記 1. (1) 図表 4 の②- (ii) 参照）。

したがって、義務的事前申告が必要となる。

### 事例 3

X 社は日本において電子機器に用いるプリント基板を製造する企業である。X 社の米国子会社 X1 社は米国に工場を有し、米国においてもプリント基板を製造している。日系ファンド Y は、TOB を通じて X 社の 100%買収・非公開化を検討している。この場合は、Y による X1 社に対する間接的な投資は、CFIUS による審査対象となるか。また、仮に、正式届出を行った場合、CFIUS による審査が、第二フェーズの調査（Investigation）に進む可能性はあるか。

なお、プリント基板の一部は、CCL の対象物品が含まれる可能性があるが現時点では明確ではない。また、X1 社は、米国政府から補助金を受けてプリント基板を製造している。また、Y のファンド出資者による間接出資は検討の対象外とする。

### 解説 3

CFIUS による審査対象となり得る。X1 社の製品ラインナップに重要技術が含まれる場合かどうか、米国政府による補助金の内容や取引の状況、Y の出資者の構成にもよるが、第二フェーズの調査（Investigation）に進む可能性もある。

まず X1 社は、米国において事業を行う主体としての米国事業であり、Y による X 社の議決権 100%を取得する投資は、米国事業に「間接的に」影響を及ぼす重要な事項を決定、指示または決断する権限の取得を可能とするものであり、Y による米国事業の支配権の取得に係る「対象支配権取引」として、「対象取引」に該当し得る（上記 1. (1) 図表 4 の①参照）。

X1 社の事業は、米国輸出管理規則（EAR）の管理対象となる重要技術を用いた製品（EAR の CCL に含まれる品目）を製造する事業かどうかは現時点では明らかではないが、仮に EAR の CCL に含まれる品目を製造している場合には、重要技術を有している事業として TID 米国事業に該当し得るため（上記 1. (1) 図表 4 の②- (i) 参照）、CFIUS による慎重な審査対象となり得る。また、仮にそうでなくても、CFIUS による外国からの対米投資審

査に指針を与える大統領令（EO14083）（上記 2.（1）ア）において、CFIUS は、投資審査にあたり、国家安全保障の基礎となる、生産能力、サービス、重要鉱物資源または技術におけるサプライチェーンの強靱性や安全性に対する審査対象取引による影響を考慮することとしており、国家安全保障の基礎となるものとして、マイクロエレクトロニクスを例示している（大統領令 2 項（a）（ii））。X1 社の製品は、プリント基板であり、集積回路や半導体素子ではないが、かかる大統領令の考え方を敷衍すれば、半導体のサプライチェーンを構成する物品を製造している場合や、とりわけ、防衛用製品のために開発されている場合、集積回路や半導体素子完成品メーカーの重要なサプライヤーである場合には慎重に審査が行われると思われる。また、特に X1 が受けている補助金の内容にもよるが、例えば、米国における半導体の国内生産を支援する「CHIPS and Science Act」（CHIPS および科学法、通称 CHIPS プラス法）に基づく補助金等、米国国内での生産を支援するための補助金を受けている場合には、CFIUS により慎重に審査が行われる可能性が高い。さらに Y の出資者が、例えば、外国政府関連の出資者で占められている場合や、ファンドの出資契約上、出資者が投資判断等に一定の影響を及ぼすことができる場合等は、（出資者自身の間接投資とともに、Y ファンドによる投資について）特に慎重に判断される可能性がある。このため、ケースバイケースの判断になると思われるが、日系ファンドによる出資ではあるものの、仮に正式届出を行った場合、CFIUS による審査が、第二フェーズの調査（Investigation）に進む可能性があるといえる。そしてその場合は、CFIUS より、国家安全保障に対する影響緩和のための合意書（National Security Agreement または mitigation agreement）の締結を求められる可能性もある。



## 第4章 米国人による外国企業への証券投資の禁止

2020年11月12日にトランプ前大統領により署名された大統領令13959<sup>157</sup>（その後の改正を含み以下「本大統領令」という）に基づき、「米国人」は、米国政府が指定する一定の中国系事業者の上場された株式等への証券等投資を行うことが禁止されている。

### 1. 経緯

2020年11月12日にトランプ前大統領により署名された大統領令13959<sup>158</sup>により、1999年国防授權法の1237条に基づいて国防長官が「共産主義中国の軍事企業」（Communist Chines Military Companies）として列挙した31社の中国系事業者に対する「米国人」による証券投資が禁止されていた。

その後、バイデン大統領により署名された2021年6月3日大統領令14032<sup>159</sup>により、大統領令13959の規定（2021年1月31日付の大統領令13974<sup>160</sup>による修正を含む）が置き換えられるとともに<sup>161</sup>、従前指定されていた31社に代わり59社が新たに証券投資禁止の対象として指定された<sup>162</sup>。

さらに、2021年12月には、主に新疆ウイグル自治区において宗教的、民族的マイノリティの監視に関与したとして9社の中国系事業者が証券投資禁止の対象に追加され<sup>163</sup>、2023年2月末日現在では、合計68社が証券投資禁止の対象として指定されている（投資禁止対象となる事業者の詳細は、下記3.（3）にて詳述する）。

大統領令13959では、規制対象証券の継続保持も禁止されていたが、大統領令14032により置き換えられた後の規定では、規制対象証券の保持自体は禁止されていない<sup>164</sup>。また、

---

<sup>157</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/126/13959.pdf>

<sup>158</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/126/13959.pdf>

<sup>159</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/126/14032.pdf>

<sup>160</sup> <https://home.treasury.gov/system/files/126/13974.pdf>

なお、以下での条文番号の引用は、特に言及しない限りは、置き換えられた後の大統領令13959の規定を意味するものとする。

<sup>161</sup> 本大統領令 Section 1。またあわせて、大統領令13974は取り消された（本大統領令 Section 4）。

<sup>162</sup> ジェトロ [2021年6月7日付ビジネス短信](#)。

<sup>163</sup> <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0538>  
<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0526>

<sup>164</sup> 下記3.FAQ No.1046 参照。

証券投資禁止の対象となる事業者の指定は、従前国防長官により行われていたが<sup>165</sup>、大統領令 14032 により財務長官に変更されている<sup>166</sup>。

## 2. 制度の概要

本大統領令に基づく規制の概要は以下のとおりである。

### (1) 規制の適用を受ける米国人の範囲

本大統領令により証券投資を禁止されるのは「米国人」であり<sup>167</sup>、米国人には、米国市民、永住者、米国の法律もしくは米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（米国外の支社も含む）または米国内にいる個人が含まれる<sup>168</sup>。すなわち、日系企業であっても、米国内で設立された会社や、米国居住の日本人も規制対象に含まれ得る。

### (2) 禁止される証券投資行為

米国人は、米国政府が指定する一定の中国系事業者（下記（3）参照）に関する証券投資が禁止される<sup>169</sup>。具体的には、当該事業者の①公に取引される証券、②そのデリバティブおよび、③その証券に対する投資機会を提供するように設計された、公に取引される証券（以下「対象証券」という）の売買が禁止される。

「公に取引される証券」とは、証券取引所で取引される通貨建てまたは「店頭取引」による方法で、あらゆる法域で取引されている「証券」<sup>170</sup>を意味している<sup>171</sup>。

上記②および③に含まれる金融商品の例としては、デリバティブ（例：先物、オプション、スワップ）、ワラント、米国預託証券（ADR）、グローバル預託証券（GDR）、上場投資信託（ETF）、インデックスファンドおよび投資信託（ただし、これらの商品は、本大統領令 Section 3（c）に規定される「公に取引される証券」の定義にも合致する場合に限る）が挙げ

---

<sup>165</sup> 大統領令 13959 Section 4(a).

<sup>166</sup> Section 1(a).

<sup>167</sup> Section 1(a).

<sup>168</sup> Section 3(d).

<sup>169</sup> Section 1(a).

<sup>170</sup> 1934年証券取引所法（<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1885/pdf/COMPS-1885.pdf>>）3条(a)(10)において定義される。

<sup>171</sup> Section 3(c).

られる<sup>172</sup>。

対象証券の売買のほか、本大統領令に定められた禁止事項を回避、免れ、回避もしくは免れる目的を持ち、違反を引き起こし、または違反を試みるいかなる取引は禁止される。また、本大統領令に定められた禁止事項に違反するためにかたち成されたあらゆる共謀は禁止される<sup>173</sup>。

### (3) 投資禁止対象となる中国系事業者

#### ア 対象となる中国系事業者の概要

本大統領令に直接の記載はないものの、指定事業者は、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）の公表するリストにおいて「中国軍事産業複合体企業」（以下「CMIC」という）と総称される<sup>174</sup>。

#### イ CMIC への指定の要件

CMIC への指定は、財務長官が、国務長官および財務長官が適切と考える場合には国防長官と協議したうえで決定される。CMIC は、本大統領令の付属書のリストに掲げられたものおよび、以下のいずれかの要件を満たすとして決定されたもの（個人またはエンティティ）である<sup>175</sup>。

- ① 中国経済の防衛および関連物資部門もしくは監視技術部門を運営<sup>176</sup>しているもしくは運営したことがあるもの
- ② 上記①に記載された部門で操業している、もしくは操業していたもの、本大統領令の付属書に記載されているもの、もしくは本大統領令 Section 1 (a) の禁止事項の対象であると判断されたものを直接的もしくは間接的に所有または支配しているもの

---

<sup>172</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/860>

<sup>173</sup> Section 2.

<sup>174</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/consolidated-sanctions-list/ns-cmic-list> 参照。

<sup>175</sup> Section 1(a).

<sup>176</sup> 監視技術部門を運営しているまたは運営したことがあることの判断は、特に(1)中国のハイテク事業者による中国国外で行われる個人の監視、または(2)宗教的もしくは民族的少数派の監視に使用されている、使用されていた、もしくは使用できる中国の監視技術の開発、マーケティング、販売、輸出、もしくはその他弾圧や深刻な人権侵害を助長するような事業を支援したことがあるような場合を想定して行うこととされている (<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/900>)。

#### (4) 投資禁止対象となる中国系事業者の確認方法

OFAC が公表する制裁対象者等の検索ページ<sup>177</sup>の Program 欄に”CMIC-EO13959”と入力する方法により、現時点で対象となっている事業者名、所在地等を検索することができる。2023 年 2 月末時点で、68 社が登録されている。

リストに含まれる事業者の子会社は、別途同子会社がリストに掲載されていない限り、本大統領令の対象とはならない<sup>178</sup>。また、対象となる事業者は CMIC として指定された事業者名と完全に一致する事業者に限られる<sup>179</sup>。

証券投資禁止の対象となる中国系事業者としては、例えば、通信分野から中国移动通信、電子機器分野からファーウェイ、造船分野から中国船舶集団が挙げられている。

#### (5) 規制の適用開始時期

本大統領令は、2021 年 8 月 2 日午前 0 時 1 分（米国東部夏時間、以下同様）以降の対象証券の売買を禁止している<sup>180</sup>。既に対象証券を保有している場合、その全部または一部を売却する取引に限り、**2022 年 6 月 3 日午前 0 時 1 分まで**認められる<sup>181</sup>。

また、新たに規制対象とされた証券に関する規制の適用開始時期は以下のとおりである。

- ・ 規制対象として決定された時から **60 日後の午前 0 時 1 分以降の売買**が禁止される。
- ・ 既に保有している場合、その全部または一部を売却する取引に限り、規制対象として決定された時から 365 日後の午前 0 時 1 分まで認められる<sup>182</sup>。

#### (6) 規制に違反した場合の制裁

本大統領令に基づく規制に違反した場合、刑事罰として個人に対しては 25 万ドル以下の罰金、法人に対しては 50 万ドル以下の罰金が科され得る<sup>183</sup>。民事上の制裁としては、個人、

---

<sup>177</sup> <https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>

<sup>178</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/857>

<sup>179</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/899>

<sup>180</sup> Section 1(b)(i).

<sup>181</sup> Section 1(c)(i).

<sup>182</sup> Section 1(b)(ii), Section (c)(ii).

<sup>183</sup> 連邦規則 31 巻§586.701 (a)、連邦規則 18 巻§3571 (b), (c).

法人問わず 35 万 6,579 ドル以下の民事制裁金が科され得る<sup>184</sup>。

### 3. OFAC の公表する本規制に関するよくある質問

OFAC は証券投資の禁止に関する FAQ を公表しているが、以下では、そのうち実務上特に有用と思われるものの参考訳を抜粋して掲載する。

#### FAQ No.901

証券の売買が本大統領令による禁止対象となるかを判断するにあたり、市場仲介者およびその他の参加者を含む米国人は、どの程度のデューディリジェンスを行う必要があるか。

#### FAQ No.901 回答

必要なデューディリジェンスの程度は、通常の営業過程において入手可能な情報により判断される<sup>185</sup>。

#### FAQ No.1046

米国人は、対象となる事業者の証券を保有し続けることができるか。

#### FAQ No.1046 回答

米国人は、2022 年 6 月 3 日に満期を迎えた 365 日の処分期間終了後も対象となる事業者の証券を保有し続けることができる。ただし、処分期間終了後には、処分目的であっても、OFAC の承認がない限り、当該証券の売買は禁止される<sup>186</sup>。

#### FAQ No.1047

対象となる事業者の証券を既に保有している者は、当該証券に関する株式分割、現金配当、配当再投資を受け取ることができるか。また、米国の金融機関はこれらに関する取引を処理することができるか。

#### FAQ No.1047 回答

対象となる事業者の証券を保有する米国人は、当該対象証券に係る現金配当や株式分割

---

<sup>184</sup> 2023 年 1 月 23 日現在。連邦規則 31 卷 § 586.701 (a)、連邦規則 28 卷 § 2461、88 Fed. Register 2229、2230。民事制裁金の金額はインフレ調整の対象となっているため、最新の情報を確認する必要がある。

<sup>185</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/901>

<sup>186</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/1046>

を引き続き受け取ることができる。また、米国の金融機関は当該取引を引き続き処理することができる。ただし、配当金による再投資は本大統領令により禁止される購入に該当する。もっとも、米国人は、処分期間終了後も、非米国人に対する配当再投資の分配を手助けすることは可能である<sup>187</sup>。

#### FAQ No.903

本大統領令は、非米国事業者に雇用され、その雇用の通常の過程において、非米国雇用者のために対象証券の売買に関与している米国人に適用されるか。

#### FAQ No.903 回答

非米国事業者に雇用された米国人が、非米国雇用者のために対象証券の売買へ関与することまたはその他方法でそれを促進することは禁止されない。ただし、その活動が通常の雇用の過程の範囲内であること、基礎となる売買が本大統領令に違反しないこと（対象証券の売買が米国人の最終的な利益のためでないこと、売買が本大統領令の禁止事項を回避するための故意の試みでないこと等）が条件となる<sup>188</sup>。

#### FAQ No.902

米国人は、外国法人や外国ファンドを含む非米国人に対し、対象となる事業者の対象有価証券の購入もしくは販売に関連して、投資助言、投資管理、または同様のサービスを行うことは禁止されるか。

#### FAQ No.902 回答

米国人は、外国法人や外国ファンドを含む非米国人の対象有価証券の売買に関連して、投資助言、投資管理、または同様のサービスを提供することは禁止されていない。ただし、基礎となる売買が大統領令に違反しないことを条件とする。

例えば、非米国人である投資ファンドのファンド・マネージャーを務める米国個人、または非米国人である投資ファンドの投資アドバイザーや投資マネージャーである米国法人は、基礎となる売買が本大統領令に違反しない（例えば対象有価証券の売買が最終的に米国人の利益とならない、本大統領令に規定する禁止事項を回避するための故意による行為ではないこと等）限り、対象有価証券の購入もしくは売却の助言、承認、認可または指示が禁止されるものではない<sup>189</sup>。

<sup>187</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/1047>

<sup>188</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/903>

<sup>189</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/902>

## 第5章 外国企業の通信関連製品・サービスの排除

### 1. 制度の全体像

米国政府による、安全保障等の観点からの外国企業の通信関連製品・サービスの排除に係る措置としては、①一定の通信機器の輸入、販売の認証の禁止、および②中国企業が製造・提供する通信・監視関連機器・サービスの米国政府調達からの排除が挙げられる。

なお、これらの措置とは別に、米国商務省の、情報通信技術・サービス（以下「ICTS」という）のサプライチェーンを保護するための規則に基づき、外国の敵対者に所有、支配等されている ICTS の導入、移転等を審査し、取引の中止またはリスク軽減措置を行うことを可能とする制度が存在する。当該制度の概要については、ジェトロ [2019年11月27日付ビジネス短信](#)、[2021年1月22日付ビジネス短信](#) および [2021年5月23日付ビジネス短信](#) を参照されたい<sup>190</sup>。

### 2. 各制度の概要

#### (1) 通信機器の認証禁止

##### ア 制度の概要

米国連邦通信委員会（FCC）による 2022 年 11 月 25 日付行政命令（以下「本行政命令」という）<sup>191</sup> <sup>192</sup>により、中国企業 5 社（ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョンおよび

---

<sup>190</sup> 2021 年 5 月 13 日に続き、2022 年 5 月 12 日にも、バイデン米大統領が情報通信技術サプライチェーンへの外国の脅威の継続を認定する通知が行われており、本規制を基礎づける情報通信技術サプライチェーンへの外国の脅威は、少なくとも 2023 年 5 月まで延長されている (<https://www.federalregister.gov/documents/2022/05/13/2022-10561/continuation-of-the-national-emergency-with-respect-to-securing-the-information-and-communications>)。

<sup>191</sup> <https://www.fcc.gov/document/fcc-bans-authorizations-devices-pose-national-security-threat>

<sup>192</sup> 本行政命令は、2023 年 2 月 6 日付の最終規則 (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-02-06/pdf/2022-28263.pdf>) により最終的に確定している。もともと、本行政命令については、「提案された規則案に関する追加通知」（Further Notice of Proposed Rulemaking）により、さらなる規則の変更について、2023 年 3 月 8 日付で意見募集手続き（コメントは 4 月 7 日まで）が開始している (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-08/pdf/2023-04608.pdf>)。意見募集の内容は、リストの掲載された事業者が製造する、完成品ではない機器の構成部分をいかなる限度で規制対象に含めることにするか、対象事業者が現在有する認証に関し、いかなる範囲で取消を行うか等に関するものであり、今後さらに厳格化する可能性がある。

びダーファ) <sup>193</sup>の製造する一定の通信機器に対する、2023年2月6日以降の、米国内への輸入や販売に関する認証が禁止されている<sup>194</sup>。

#### イ 認証禁止の対象となる機器

FCC は、2020年3月に成立した「2019年安全で信頼できる通信ネットワーク法 (H.R.4998)」<sup>195</sup>に基づく措置として、2021年3月、米国の国家安全保障と米国人の安全に容認できないリスクをもたらし得ると指定した「対象機器・サービス (covered equipment and services)」のリスト (以下「対象リスト」という) を公表している (対象リストの詳細については下記エ参照)。本行政命令に基づき、対象リストに掲載された機器・サービスのうち、対象リストに掲載された機器が、認証禁止の対象となる機器 (以下「本対象機器」という) として指定された。本対象機器の詳細は以下の表のとおりである。なお、本 (1) では説明の便宜の観点から、ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファを「対象事業者」という。

事業者	対象機器
ファーウェイ または ZTE	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファーウェイもしくは ZTE、またはこれらの子会社もしくは関連会社<sup>196</sup>が製造する「通信機器」および「ビデオ監視機器」。</li> </ul>
ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイテラ、ハイクビジョンもしくはダーファまたはこれらの子会社もしくは関連会社によって製造された「通信機器」および「ビデオ監視機器」 (ただし、<u>公共の安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的のために使用される範囲に限られる</u>)</li> </ul>

<sup>193</sup> ファーウェイは Huawei Technologies Company、ZTE は ZTE Corporation、ハイテラは Hytera Communications Corporation、ハイクビジョンは Hikvision Digital Technology Company、ダーファは Dahua Technology Company を、それぞれ意味する。

<sup>194</sup> ジェトロ [2022年11月28日付ビジネス短信](#)。

<sup>195</sup> 同法は、国家安全保障上のリスクをもたらす通信機器またはサービスの購入に特定の連邦補助金を使用されることを禁止し、そのようなリスクをもたらす通信機器またはサービスの交換のための償還プログラムを確立することを目的としている。

<sup>196</sup> 本行政命令 3 項。子会社および関連会社の定義につき連邦規則 47 巻§2.903(c)。



## ウ 認証禁止

### (ア) 認証について

米国内で通信機器を販売するには、FCC の認証を取得する必要がある<sup>197</sup>。通信機器の販売に係る認証は「責任当事者」に課されており<sup>198</sup>、「責任当事者」は典型的には製造事業者<sup>199</sup>、組立者および輸入者である。認証手続きは、対象となる機器の区分に応じて通常の認証手続きおよび簡素化された手続きである供給者適合宣言手続き（以下「SDoC」という）<sup>200</sup>に分類される。機器認証の各申請者は、申請者が国内か国外かを問わず、米国内の代理人を指定する必要がある。

### (イ) 認証禁止措置の概要

本行政命令は認証禁止に関する措置につき、以下のとおり規定している。対象事業者が現在有する認証について、本行政命令において取消措置はとられていない<sup>201</sup>。

- ・ 本対象機器は、通常の認証手続きまたは SDoC いずれの手続きによっても認証を受けることができない<sup>202</sup>。
- ・ 本対象機器は、認証免除の対象にはならない<sup>203</sup>。
- ・ 本対象機器を製造するものとして対象リストに記載されている事業者は、対象リスト外の機器を含めて、SDoC による認証取得が禁止される<sup>204</sup>。

---

<sup>197</sup> 連邦規則 47 巻§15.101、§15.201。

<sup>198</sup> 連邦規則 47 巻§2.909。

<sup>199</sup> <https://www.fcc.gov/engineering-technology/laboratory-division/general/equipment-authorization>

<sup>200</sup> 供給者適合宣言手続きとは、連邦規則 47 巻 2.909 条に定義される責任者（主に米国に拠点を置く製造者、輸入者等）が、機器が適切な技術基準に適合していることを確認するために、委員会が認める測定またはその他の手順を完了させる手続きである。

<sup>201</sup> 2023 年 3 月 8 日付で、リストの掲載された事業者が製造する、完成品ではない機器の構成部分をいかなる限度で規制対象に含めることにするか、対象事業者が現在有する認証に関し、いかなる範囲で取消を行うか等についての、さらなる規則変更に関する意見募集手続き（コメントは 4 月 7 日まで）が行われており（<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-08/pdf/2023-04608.pdf>）が行われており、今後取り消される可能性がある。

<sup>202</sup> 連邦規則 47 巻§2.903。

<sup>203</sup> 連邦規則 47 巻§2.903。

<sup>204</sup> 本行政命令 78 項、連邦規則 47 巻§2.906 (d)。

(ウ) 公共の安全等の意義

上記イのとおり、本対象機器のうち、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファの「通信機器」および「ビデオ監視機器」については、「公共の安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的」のために使用される範囲に限定されている。この「公共の安全…その他国家安全目的」について、FCC は、以下のとおり説明している<sup>205</sup>。

- FCC は、「公共の安全…その他国家安全目的」は広く解釈すべきとの方針を示している。
- 公共の安全には、警察、消防等、主に市民の生命、健康、財産上の安全を守る任務を負う機関の提供するサービスが含まれる。
- 政府施設には、連邦政府、州政府等が所有または賃借する建物といった物理的な構造物のほか、制御システム等のサイバー要素および一定の知識を有する個人も含まれる。
- 重要インフラには、物理的か否かを問わず、米国にとって重要なシステムおよび資産であり、それらの機能不全が安全保障や公衆衛生に多大な影響を与え得るものを指す。例えば、大統領政策指令 21 で指定された 16 の重要インフラ部門<sup>206</sup>に関連するシステムおよび資産がこれに含まれる。

(エ) その他

認証禁止措置を実効的なものにするため、全ての認証申請者に適用される、以下を含む新たな要件が本行政命令により追加された。

- 通信機器の認証を受けるにあたり、申請者は申請の対象となる機器が対象リストに含まれる機器ではないことを宣誓する必要がある<sup>207</sup>。
- 米国に拠点を置くか否かを問わず、全ての認証の申請者について、送達を受けるために米国にいる代理人を指定する必要がある<sup>208</sup>。
- 認証された機器に変更を加える場合は、機器の変更に起因して機器の認証を受けるこ

---

<sup>205</sup> 詳細については本行政命令 208 項から 213 項、および FCC のホームページ

<https://www.fcc.gov/laboratory-division/equipment-authorization-approval-guide/equipment-authorization-system>を参照されたい。

<sup>206</sup> 化学、商業施設 (commercial facilities)、通信、重要製造業、ダム、防衛産業基盤、緊急サービス、エネルギー、金融サービス、食品・農業、政府施設、医療・公衆衛生、情報技術、原子炉・材料・廃棄物、輸送システム、水・廃水システム。

<sup>207</sup> 連邦規則 47 卷§2.911(d)(5)。

<sup>208</sup> 連邦規則 47 卷§2.907(7)、§2.1033(b)(1)(ii)。

とが禁止されていないことを宣誓する必要がある<sup>209</sup>。

#### (オ) 罰則

認証なき通信機器を販売した場合には、料料の対象となる。基準となる料料は 7,000 ドルであるものの、態様、違反の期間に応じて、上限を 17 万 7,951 ドルとして、金額が調整される<sup>210</sup>。

#### エ 対象リストと本対象機器との関係

上記 (1) イのとおり、本対象機器は、「2019 年安全で信頼できる通信ネットワーク法 (H.R.4998)」に基づく措置として米国の国家安全保障と米国人の安全に容認できないリスクをもたらし得るものとして、対象リストを通じて指定された機器・サービスのうち、認証禁止を行う「機器」として指定されたものである。

対象リストは、随時更新されており、2021 年 3 月の公表当初は対象事業者である 5 社より製造された通信機器等のみが記載されていたものの、2022 年 5 月には新たに 6 社（ロシアのカスペルスキー、中国移动通信、中国电信、パシフィックネットワーク、およびその子会社のコムネット、ならびに中国聯合網絡通信（チャイナユニコム））の通信サービス等が追加され<sup>211</sup>、2023 年 2 月末日時点では計 11 社の通信機器およびサービス等が指定されている<sup>212</sup>。もっとも、2022 年に追加された 6 社については、これらの事業者が提供する「サービス」のみが対象リストに含まれており、これらの事業者の「通信機器」は指定されていないことから、認証禁止の対象には含まれていない<sup>213 214</sup>。

---

<sup>209</sup> 連邦規則 47 卷§2.932(e)(1)。

<sup>210</sup> 連邦規則 47 卷§1.80(b) (9), (10)。

<sup>211</sup> <https://docs.fcc.gov/public/attachments/DA-22-320A1.pdf>

<sup>212</sup> <https://www.fcc.gov/supplychain/coveredlist>

<sup>213</sup> 本行政命令 132 項。

<sup>214</sup> 「対象リスト」記載の機器およびサービスに対する規制としては、連邦政府が提供する補助金によるこれら機器およびサービスの購入等の禁止が挙げられる（連邦規則 47 卷§54.10）。かかる規制は、本行政命令の対象とならない事業者も適用対象となる。

## (2) 通信・映像監視関連機器・サービスの政府調達からの排除

### ア 制度の概要

2018年8月に成立した2019年度国防授権法の889条（以下「本排除規定」という）は、中国企業5社（ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョンおよびダーファ）の通信・監視関連の機器、システムまたはサービス（以下「排除対象機器・サービス」という。詳細は下記(3)を参照）に関して、米国の政府調達からの排除を定めている。

本排除規定は、主に米国政府機関に対する、以下の①排除対象機器・サービスの調達禁止（以下「調達禁止措置」という）、および②排除対象機器・サービスを使用する企業との契約締結禁止（以下「使用者との契約禁止措置」という）の措置から構成される。

- ① 排除対象機器・サービスを、システムの重要なもしくは必須の構成要素<sup>215</sup>またはシステムの一部の重要な技術<sup>216</sup>として用いる機器、システムまたはサービスの獲得または調達を行い、または調達・獲得契約の延長もしくは更新することの禁止（調達禁止措置）<sup>217</sup>
- ② 排除対象機器・サービスを、システムの重要なもしくは必須の構成要素またはシステムの一部の重要な技術として用いる機器、システムまたはサービスを使用する企業との間の契約の締結、延長もしくは更新することの禁止（使用者との契約禁止措置）<sup>218</sup>

調達禁止ルールは、それぞれ、暫定規則を通じて、2019年8月13日より<sup>219</sup>、契約禁止ルールは<sup>220</sup>、2020年8月13日より施行されている。

---

<sup>215</sup> 「重要なもしくは必須の構成要素」とは、「機器、システム、またはサービスの適切な機能または性能のために必要なあらゆる構成要素」を意味する（連邦調達規則 52.204-25(a)）。

<sup>216</sup> 「重要技術」とは、国際武器取引規則（ITAR）の米国軍需品リストに含まれる軍需品またはサービス、EARのCCLに含まれる一定の品目、原子力関連設備等、一定の化学物質等ならびに米国輸出管理改革法（ECRA）に規定されている新興技術および基盤的技術（emerging and foundational technology）（ただし、新興技術および基盤的技術に該当する具体的な技術の特定は完了していない）を意味する（連邦調達規則 52.204-25(a)）。

<sup>217</sup> 2019年度国防授権法§889(a)(1)(A) <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ232/PLAW-115publ232.pdf>>。

<sup>218</sup> 2019年度国防授権法§889(a)(2)(B)。

<sup>219</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2019/08/13/2019-17201/federal-acquisition-regulation-prohibition-on-contracting-for-certain-telecommunications-and-video>

<sup>220</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-14/pdf/2020-15293.pdf>

#### イ 契約禁止ルールにより米国政府機関との契約締結等が禁止される企業

上記アのとおり、契約禁止ルールにより米国の政府機関との間の契約締結等が禁止される企業は、排除対象機器・サービスを、①システムの重要なもしくは必須の構成部分、または②システムの一部の重要な技術として用いる機器、システムまたはサービスを使用する企業である。なお、親会社または子会社だけが当該機器等を使用している場合には、契約禁止ルールは適用されない。

なお、最終暫定規則（2020年8月13日効力発生）<sup>221</sup>によると、自社では排除対象となる中国企業の通信・監視関連の機器・サービスを利用していない場合であっても、2021年8月13日までに“domestic concerns”である子会社または親会社<sup>222</sup>が利用している場合は、自社にも政府機関との契約禁止が及ぶとする規則改正を行う可能性があるとしているが、2023年1月現在までにそのような規則改正は行われていないようである<sup>223</sup>。

#### ウ 排除の対象となる機器、システムまたはサービス

以下の事業者（子会社および関連会社を含む）の対象機器が本排除規定による排除の対象となる<sup>224</sup>。

事業者	対象機器
ファーウェイ、ZTE	・ 左記の事業者が製造する電気通信機器
ハイテラ、ハイクビジョン、データファ	・ 左記の事業者が製造するビデオ監視機器および電気通信機器（ただし、公共安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的のために使用される範囲に限られる）

上記事業者が提供するもしくは上記機器を使った電気通信または映像監視サービスも排除の対象となる<sup>225</sup>。

上記のほか、「国防長官が、国家情報長官または連邦捜査局（FBI）長官と協議の上、中国

<sup>221</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-14/pdf/2020-15293.pdf>

<sup>222</sup> “domestic concerns”の定義はこの下位規則では書かれていない。

<sup>223</sup> <https://www.acquisition.gov/Section-889-Policies>

<sup>224</sup> 2019年度国防授權法§889(f)(3)。

<sup>225</sup> 2019年度国防授權法§889(f)(3)。

に所有、支配、関係（connect）していると判断した企業・拠点」も含まれるとされるが<sup>226</sup>、2023年2月末日現在までに対象となる事業者の追加は行われていないようである。

## エ 表明・報告義務

米国政府機関より受注する企業は、米国政府に対して以下の事項を表明する必要がある<sup>227</sup>。いずれの措置についても、年次表明で一括して「排除対象となる機器等を利用していない」旨の表明ができる旨規定されている<sup>228</sup>。

- ① 政府案件に関する契約の履行において、政府に対して対象機器・サービスを提供しないこと
- ② 合理的な調査（a reasonable inquiry）を実施した結果、対象機器・サービスを使用しておらず、対象機器・サービスを使用する機器、システムまたは役務も使用していないこと

事後的に排除対象品目であることがわかった場合やサブコントラクターから報告を受けた場合には、1営業日以内に米国政府に対して報告しなければならず、さらに10営業日以内に追加情報と防止策を報告しなければならない<sup>229</sup>。

企業が、案件受注にあたり、米国政府に対して正確に上記表明または報告を行わない場合には、契約違反となり、契約解除や損害賠償等につながる可能性がある<sup>230</sup>。

## オ 適用除外

本排除規定は、以下の条件のもと、各措置に抵触する場合に免除を受ける方法を定めているが、免除を認めるか否かは米国政府の各機関の裁量による<sup>231</sup>。

- ① 免除は2021年8月13日（調達排除措置について）または2022年8月13日（使用者との契約禁止措置について）までで、かつ、1回限り
- ② 順守するために追加的時間が必要となることについてのやむを得ない事由を示すことが必要

---

<sup>226</sup> 2019年度国防授権法§889(f)(3)。

<sup>227</sup> 連邦調達規則 52.204-24(d)。

<sup>228</sup> 連邦調達規則 52.204-8, 52.204.26。

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-27/pdf/2020-18772.pdf>

<sup>229</sup> 連邦調達規則 52.204-25(d)(2)。

<sup>230</sup> Federal Register / Vol. 85, No. 135 / Tuesday, July 14, 2020 / Rules and Regulations p. 42669  
<<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-07-14/pdf/2020-15293.pdf>>.

<sup>231</sup> 2019年度国防授権法§889(d)。

- ③ 排除対象機器・サービスの存在に関する十分かつ完全な配置を示すことが必要
- ④ 排除対象機器・サービスを主体のシステムから排除するための段階的プランを示すことが必要

### (3) 補償制度

FCC は、2020 年 3 月に成立した「安全で信頼できる通信ネットワーク法 (H.R.4998)」の指示に基づいて「償還プログラム」(以下「本プログラム」という)を創設している<sup>232</sup>。

2021 年 8 月 23 日に公示された本プログラムに関する最終規則<sup>233</sup>によると、本プログラムは、顧客が 1,000 万人以下の米国内のサービス提供者で、2020 年 6 月 30 日までにファイアウェイまたは ZTE の製品・サービスを調達している場合を対象に、それら製品・サービスの恒久的な除去、交換、処分にかかった費用をサービス提供者に償還することを内容としている。

本プログラムに基づく申込手続きは、申込窓口が開設されている時期に行われる必要がある。これまで 2021 年 10 月 29 日から 2022 年 1 月 28 日の間に開設されているが<sup>234</sup>、2023 年 2 月末日現在申込可能な窓口は開設されていない。窓口が再度開設される際は、FCC 内の機関である有線競争局<sup>235</sup>により公表される。

### (4) 半導体の政府調達禁止

2022 年 12 月 23 日に成立した 2023 年度国防授権法は、一定の中国企業が設計、製造もしくは供給する半導体製品またはサービスの政府調達を禁止することを規定している (§5949)<sup>236</sup>。また、同法は排除の対象となる半導体製品またはサービスを含む電子部品またはそれを使用する製品を調達または入手するために、米国政府が事業者と契約を締結することを禁止している<sup>237</sup>。

排除の対象となる製品またはサービス提供者として、中芯国際集成电路製造 (SMIC)、長鑫存儲技術 (CXMT) および長江メモリ (YMTC) が列挙されており、その子会社、関連会

---

<sup>232</sup> 連邦規則 47 卷§1.50004。

<sup>233</sup> <https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/23/2021-17279/protecting-against-national-security-threats-to-the-communications-supply-chain-through-fcc-programs>

<sup>234</sup> <https://www.fcc.gov/supplychain/reimbursement>

<sup>235</sup> <https://www.fcc.gov/wireline-competition>

<sup>236</sup> 2023 年度国防授権法§5949 <<https://www.congress.gov/117/bills/hr/7776/BILLS-117hr7776enr.pdf>>。

<sup>237</sup> 2023 年度国防授権法§5949(a)(1)(B)。

社、それらの後継者も含まれる。また、その他国防長官または商務長官が関係長官と協議して、中国、ロシア、イラン、北朝鮮の政府によって所有、支配、関係していると決定した企業により設計、製造もしくは供給される半導体製品またはサービスも排除の対象となり、この場合当該事業者は官報により公示される<sup>238</sup>。

本禁止措置は 5 年後の 2027 年 12 月から施行され<sup>239</sup>、本禁止措置に関する下位規則は 2025 年 12 月までに、連邦調達規則委員会により制定されることが定められている<sup>240</sup>。

### 3. ケーススタディ

#### (1) 通信機器認証禁止

##### 事例 1

中国の認証禁止対象の事業者から、OEM で供給を受けた電子機器を米国に輸出するにあたり、認証禁止の対象となるか。

##### 解説 1

ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョンもしくはダーファ、またはその子会社もしくは関連会社が製造する電子機器に該当する場合には、認証禁止の対象となり得る。認証禁止措置においては、対象リストに記載されている事業者（およびその子会社・関連会社）のいずれかが製造した機器の認証が禁止されているのであり、これらの事業者によって製造されたものである限り、ブランド名やラベルが変更されたものであっても、認証禁止の対象となる<sup>241</sup>。

##### 事例 2

ハイテラやダーファの通信機器について、認証が禁止されるのは、一定の目的のために使用される範囲に限られると理解している。ハイテラ等で販売が認められるケースはどのような場合か。

<sup>238</sup> 2023 年度国防授権法 § 5949(j)(3)。

<sup>239</sup> 2023 年度国防授権法 § 5949(e)(1)。

<sup>240</sup> 2023 年度国防授権法 § 5949(e)(2)。

<sup>241</sup> 本行政命令 187 および 188 項。本行政命令では、例えば、Dahua USA のビデオ監視装置は、再ブランド化され、再ブランド名で販売されることがあることや、ハイクビジョンとダーファのビデオカメラは、しばしばラベルを貼り替え、別の名前前で販売されていることを指摘した上で、リブランドのケースも認証禁止の対象となることを述べている。



## 解説 2

ハイテラ、ハイクビジョンおよびダーファの製造する「通信機器」および「ビデオ監視機器」については、「公共の安全、政府施設のセキュリティ、重要インフラの物理的セキュリティ監視、およびその他国家安全目的」のために使用される範囲に認証禁止が限定されていることから、これらの目的を有しない「通信機器」および「ビデオ監視機器」であれば、認証が全面的に禁止されることはなく、米国内での販売の余地がある。もっとも、FCC は「公共の安全…その他国家安全目的」について広く解釈する方針を示している。また FCC は、本行政命令において、これらの事業者が製造する「通信機器」および「ビデオ監視機器」認証の条件として、製品に禁止の対象をラベルにより表示する義務を課すとしているだけでなく、機器の販売店、ディーラー、再販業者等の機器をエンドユーザーに販売するに至るまでのサプライチェーン上の全ての事業者に対し適用される厳格な販売・マーケティングの禁止に関する条件を課すとしている。さらには、これら 3 社が製造する通信機器やビデオ監視機器の認証を申請する場合には、その機器が禁止された目的のために販売されないことを保証する方法をまとめた計画を FCC の認証に提出しない限り、認証はしないこととしている<sup>242</sup>。したがって、認証が得られる余地はあるものの厳格な条件のもとでのみ認証が認められることが想定される。

### 事例 3

FCC の「対象製品・サービス」のリストにカスペルスキーが指定されているが、カスペルスキーの製品については、米国内での販売や利用は禁止されていないのか。

## 解説 3

本行政命令による通信機器認証禁止は、通信機器およびビデオ監視機器という機器のみを対象としている。カスペルスキーについては、同社が提供する情報セキュリティ製品、ソリューションおよびサービスは、米国の国家安全保障と米国人の安全に容認できないリスクをもたらす得ると指定した「対象機器・サービス (covered equipment and services)」のリストに含まれるものの、本行政命令により、同社の機器やサービスの認証が禁止されているわけではない。したがって、本行政命令により同社の製品の米国内での販売や利用は禁止されていない。

### (2) 政府調達禁止

#### 事例

国防授權法によりファーウェイ等の通信機器を利用している企業と米国政府の契約は禁じ

<sup>242</sup> 本行政命令 176 項から 180 項まで。

られているが、規制の免除により例外的に契約が認められるケースはあるか。

## 解説

ファイアウェイが製造する通信機器を含む、排除対象機器・サービスを、システムの重要なもしくは必須の構成要素またはシステムの一部の重要な技術として用いる機器、システムまたはサービスを使用する企業と米国政府機関との契約は原則として禁じられる。

本契約の禁止規定は、一定の条件のもと規制の免除を受ける方法を定めているが、免除が認められる期間は 2022 年 8 月 13 日をもって終了しており、規制の免除により契約を行うことはできない。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230003>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 米州課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5545  
E-mail：ORB@jetro.go.jp